

平成 25 年 3 月 5 日（火曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

平成25年3月5日（火曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	遠藤	健治君

會計管理者兼 出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興事業推進課参事兼 用地対策室長	佐藤 孝志 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
総合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
総合支所長 町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院 事務長	横山 孝明 君
総務課課長補佐兼 総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼 財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 佐 藤 徳 憲 君
農業委員会部局
事 務 局 長 高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 阿 部 敏 克
主 幹 兼 総 務 係 長 三 浦 勝 美
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第1号

平成25年3月5日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 発議第1号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 第 6 発議第2号 南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
 - 第 7 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

大分春めいてまいりました。本日より定例会でございます。

先月には入谷・名足地区において復興住宅の着工式、それから藤浜の集団移転が着工になりました。今後とも復興に向けて加速されますよう、議員の皆様、それから執行委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において4番阿部 建君、5番山内昇一君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤清喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から3月22日まで18日間とし、うち休会を9日、10日、16日、17日、20日にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月22日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（後藤清喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付

したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案2件、陳情2件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、山内孝樹君、星 喜美男君、千葉伸孝君、高橋兼次君、山内昇一君、大瀧りう子君、菅原辰雄君、鈴木春光君、三浦清人君、以上9名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。8番菅原辰雄君。

○8番（菅原辰雄君） ただいまの事務局をして朗読したとおりでございますが、6ページ目をお開きください。下段の6行目ぐらいを朗読します。

東日本大震災の爪跡は、文化財にも多大な被害を及ぼした。海岸沿いの文化財の多くが損壊、流失し、その後指定は取り消さざるを得ないものもある。また、今回、800年間これほどまでの大津波は襲来していないということも文化財によって教えられた。その教訓を生かして、できる限りその復旧・復元に努め、資料を整備し、後世への遺産としてしっかりと引き継ぐことが私たちの務めであり、町の歴史の復興へつながるものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） ただいま事務局をして朗読、説明のあったとおりでございますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） ただいま事務局職員をして朗読をして説明をしていただいたとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で産業建設常任委員会調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） ただいま事務局をして朗読したとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部

分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） ただいま事務局が読み上げたとおりでございます。議会だよりNo.28号を住民に周知したところであります。以上です。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。15番西條栄福君。

○15番（西條栄福君） ただいまの事務局報告のとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（後藤清喜君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本日、平成25年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第1回臨時会以降の行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、先月14日に開催をいたしました南三陸町災害公営住宅整備事業着工式についてご報告をさせていただきます。

東日本大震災対策特別委員会等において既にお示しをいたしておりますとおり、本町においては、町内8地区に930戸の災害公営住宅の整備を予定しているところであります。先日、入

谷・桜沢地区において、復興庁宮城復興局澤田局長を初めとした多くの方々にご出席をいただき、気仙沼・本吉地方において初となる災害公営住宅整備事業の着工式を開催いたしました。

さらに、先月20日には、歌津・北の沢地区においても、災害公営住宅の整備に向けた安全祈願祭がとり行われたところであり、残る6地区の災害公営住宅についても、順次造成工事に着手をしたいというふうに考えております。

次に、南三陸町防災集団移転事業着工式についてご報告を申し上げます。

先月26日、戸倉・藤浜地区において、復興庁中島事務次官を初めとした多くの方々にご出席をいただき、南三陸町防災集団移転促進事業の着工式をとり行いました。防災集団移転促進事業の着工式につきましても、気仙沼・本吉地方において第1号のものであります。

本年1月までに開催をいたしました南三陸町復興整備協議会において、町として計画している防災集団移転促進事業（20地区・28団地）の全てについて国の同意をいただきましたことから、年内には、計画している全ての地区・全ての団地について造成工事に着手する予定であります。

改めて申し上げるまでもなく、被災された方々の多くは住まいを失い、仮設住宅などにおいて不自由な生活を送っておいでであります。

一日も早く、生活の基盤となる住宅の再建に取りかかりたいという切実な声が町にも届いております。そうした中で、このたびようやく高台移転事業の造成工事に着手することができました。さきの臨時会においてもお伝えさせていただきましたが、町は、本年を「生活再建・住宅再建元年」と位置づけ、被災された町民の皆様の生活の再建に資する取り組みを加速してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員各位の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、三陸沿岸道路登米志津川道路「志津川トンネル」貫通式についてご報告を申し上げます。

今月3日、入谷地区のトンネル貫通地点において、小野寺防衛大臣、村井宮城県知事、国土交通省地方整備局川瀧道路部長を初めとした多くのご来賓並びに工事関係者の出席のもと、志津川トンネルの貫通式がとり行われました。

志津川トンネルは、昨年5月から本町側の東工区と登米市側の西工区から掘削が進められていたものであり、掘削開始から1年を待たずに貫通したことはまことに喜ばしく、この間、ご尽力を賜りました関係各位の皆様に対し、心から敬意を表すところであります。

今後は、本年11月の完成を目指し、舗装及び附帯施設等の工事を施工されるとのことであり、本町の復興を協力を後押ししていただくためにも、登米志津川道路の一日も早い供用開始を願っているところであります。

町としては、引き続き、「命の道」、「復興の道」である三陸沿岸道路の早期の全線供用開始に向けた要望活動等を展開してまいり所存でありますので、今後におきましても、町議会を初めとした関係機関等の皆様方の特段のご協力をお願い申し上げる次第であります。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（後藤清喜君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し伺いたいところがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時19分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。ないようでありますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）
ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 発議第1号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、発議第1号南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） ただいま事務局をして朗読をいたしたとおりでございます。よろしくご審議願います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。局長。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、3ページをお開き願いたいと思います。

ここに新旧対照表がございますので、これでもってご説明を申し上げたいと思います。

今回、地方自治法が改正になりまして、以前につきましては、委員会につきましては常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が自治法によって条立てされておりましたが、今回の改正によりまして、1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が委員会条例に委任されたことに伴いまして、今回委員会条例を改正するものであります。

改正の部分につきましては、右側のほうが現行でございますが、左が改正後でございます。

改正の部分につきましては、現行の条例に対しまして、上の1項、「議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする」。2項といたしまして、「常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する」。3「特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」というこの3項目を現行の委員会条例の中に挿入するものでございます。下の部分につきましては、対象項が変わったことによって改正するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第2号 南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第6、発議第2号南三陸町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。11番及川 均君。

○11番（及川 均君） ただいま事務局をして朗読をしたとおりでございます。よろしくお取り計らいのほどお願ひを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。局長。

○事務局長（阿部敏克君） それでは、7ページをお開き願いたいと思います。

発議第2号の関係資料でございます。新旧対照表でございます。

目次の部分については最後にご説明します。

まず、第2章の議案及び動議の修正の動議でございます。

今回、地方自治法の改正によりまして、法第115条の2に公聴会、参考人制度の導入に関する規定が加えられたために、標準会議規則第17条修正の動議の規定について、会議規則の条文中、法第115条の2を法第115条の3に変更する必要があるため17条をアンダーライン引いていますが、その部分を改正するものでございます。

次に、次のページ、8ページをお開き願いたいと思います。

同じく地方自治法の改正によりまして、法第119条の2第4項の議会運営委員会の所掌事務が第109条第3項に改められたために、その条文を変更するものでございます。

続きまして、第14章の下の公聴会でございます。

今度の地方自治法の改正によりまして、今まで委員会等で公聴会や参考人の招致をやるようになっておりましたが、本会議においても委員会と同様に公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、14章には公聴会、それから次のページの15章に参考人ということで、本会議にもできるような規則改正を行なうものであります。

なお、下のほうの10ページの今現在14章となっています会議録でございますが、この14章と15章に参考人招致等が入ったために、対象項目を全部改正するものでございます。下の分の条も条文が足されたために改正するものでございます。

それで、最初に7ページに戻っていただきまして、目次の改正でございます。

ただいまご説明申し上げました関係上、会議録等の現行の部分が参考人招致、会議録、公聴会が入ったために対象条例を改正する目次改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問

○議長（後藤清喜君） 日程第7、一般質問を行います。

通告1番山内孝樹君。質問件名、新たな林業の活性化、再生について。以上1件について、一問一答方式による山内孝樹君の登壇発言を許します。6番山内孝樹君。

〔6番 山内孝樹君 登壇〕

○6番（山内孝樹君） 議長の許可を得ましたので、通告をしていました1点、新たな林業の活性化、再生についてを町長に質問いたします。

震災から2年を迎えるその年月が過ぎることになります。失ったものははかり知り得ぬ甚大なものでありましたが、また復元すべきも今ある復興事業とともに、わずかながらもちづくりの姿が見え始めたところでもあります。

先月2月には、入谷地区、名足地区における災害公営住宅の整備事業、近隣市町の中では最も早い藤浜地区の防災集団移転促進事業着手着工の運びになりましたことと、またこの3月に入り、3日日曜日には、先ほど議長の挨拶、そして町長の行政報告の中でも出てまいりました三陸縦貫道自動車道登米志津川道路トンネルの貫通式がとり行われ、まちづくりのこれからの復興再生への足がかりとともに、拍車がかかるものと思われるものであります。

事業推進に当たっては、これまでもる説明を受けておりますが、特に公営住宅建設では建設推進協議会構成で施工整備に当たり、住宅には地元木材を供給し、産業の振興、雇用促進へと波及することへの推進内容を聞いておりますが、この点については森林業に付加価値のつく展開となり得るか、おのずと少なからずの関心を持ったところでもあります。

町の基幹産業は、従前なれば農・林・水産業が等しく並び、ほどよく循環形成がなされてきたはずのその等しさも、ふぞろいの途をたどり、水産業のみが町としての基幹産業の一翼を担い、これに依存せざるを得ない今ある1次産業の実態であることは、言うまでもありません。

震災により、再生可能自然エネルギーの拡大の中でも、木質バイオマスエネルギーや住宅建設での地元産木材循環利用と、今さらながらにして再認識直したということになるのでし

ようが、文明からなる実に快適な生活が有事によりいかに無に等しいものとなるか、天地万物の恩恵を忘れてきた今、深くそのことをまた思い知らされることとなったわけであります。

当町の森林面積は、町土の約8割に近い面積を占めております。この中で、人工造林は戦後の推奨による拡大造林、いわゆる大量に植栽されながら、国内はもとより当町においてもかなりの面積での伐期を迎えるに至る時代となりました。

しかしながら、産業資源の一つに数えられるはずの森林がいまだ木価の低迷久しく、林業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれており、地元産材の産地形成に資することが続けての必須課題となっているものであります。

これまでの同様のことを繰り返すようではありますが、木価底なしの下落と、はるか風下に置かれながらも、やがては上昇の途につくものとの望みとは裏腹に、今伐期を迎え、長い歳月を費やしてきた保育保全の森林も輸入材利用圧迫により需要が落ち込むことになったのも、また先の見えぬ現実と言えるものであります。

当町での林業、林家は、おおよそが農業との兼業でありまして、耕地面積にして1人当たり平均5ヘクタールに満たない所有者が大半を占めていることとなります。また、少ない人で1ヘクタール弱の計算になるかと思いますが、零細で分散化した所有構造との兼業の中、副次的生産保有林分の占有率が森林の生産を阻害してきている。そのために木材の消費に還元できないことの発端をつくってしまった要因にもなったわけであります。

そこで、森林がもたらす広域的機能を復興まちづくりの再生とともに、地場産材の推進、そしてさらなる効率的な流通を図り、やがて需要への波及効果が期待できる振興策を町長に伺うものであります。

以上、1点を質問といたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 山内孝樹議員のご質問であります。

新たな林業の活性化、再生についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

当町におきましては、他市町と分水嶺によりまして境界を画している地形でございまして、当町に降り注ぐ雨水は、山、里の栄養素を十分含んで湾内に注ぐことによりまして、養殖等の海産物を育むといった環境をもたらしております、森林は極めて重要な役割を担っているところであります。

しかしながら、全国的なただいまご指摘のありましたように木材価格の低迷によりまして、一部の大規模林家を除いて共有林及び個人所有の山林については、手入れが行き届かない状

況となっているというふうな状況でございます。

個人所有の小規模森林の施業を促進するため、平成24年度より従来の森林施業計画が森林経営計画に移行をされております。従来の森林施業計画は、30ヘクタール以上の団地的まとまりを持った森林が対象となっていたため、主に大口の森林所有者が申請をしておりましたが、森林経営計画につきましては、林班または隣接する複数林班の総面積の2分の1以上の面積を集積することが要件となっておりますので、複数の森林所有者の方々の同意があれば共同で申請することが可能というふうになっております。

当該制度を利用することによりまして、税制面における一定の優遇措置、造林等の事業における国の補助金の交付が受けられますので、今後森林組合等とも連携をしながら、森林所有者の方々への啓蒙・普及を図ってまいりたいというふうに考えております。

木材の伐採状況につきましては、震災後、個人による高台移転の場所として、自己所有地であります山林を造成して居宅を構える方や事業所用地として造成するための伐採がふえているというふうなところであります。

また、町産材の普及促進といたしまして、新築住宅において使用する材料に町産材を5割以上使用する建て主について一定の補助金を交付する制度を実施をいたしております。

さらに、高台移転に伴う災害公営住宅の戸建て住宅につきましては、木造建築としておりまして、その使用材料については極力町産材を使用するよう要請をいたしているところであります。

今後の振興策といたしましては、震災前、南三陸町山の会の方々のご努力によりまして、全国的に高い評価をいただいた南三陸産杉を対外的に広げていく活動への協力を行なうとともに、森林認証制度の取得についても検討を進め、町産材の普及について一層の努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

また、震災復興計画の中の復興目標の一つとして掲げております自然と共生するまちづくりに関連して検討を進めております再生可能エネルギーの一つであります木質バイオマスの原料として、未利用間伐材の供給も考えられます。今まで森林に放置されていた間伐材を利活用することによりまして、森林の環境等が向上するとともに、材料調達等に伴い、町内各所における森林施業が進むことが期待をされます。

また、先般、町の直営林を対象として取得いたしましたフォレストック認定により得られた収益につきましては、さきに申しました木質バイオマスの利活用に係るもの、またはこれからの町内全体の森林環境の向上のために活用するよう検討してまいりたいというふうに考え

ております。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 町長より答弁をいただきましたが、実は私これからまた一問一答式の中で質問していくわけでありますが、この質問に当たりましては、昨年になりますか、テレビの報道特集でこの我が国の林業の振興について問題となる点を、懸念される点を報道しておりました。その際に私も記憶にとどめながら書き記しておいた点と、その報道による懸念される点、あわせてこれから質問してまいりたいというふうに思います。

また、町長は、ともすれば職員、担当課のほうに振られるかと思いますが、それとあわせて、一問一答式ではありますが、総括的な質問になるかと思いますが。そして、同僚議員もよく読み上げておりますように、私も一つの模倣となるかもしれませんが、これから再質問等、質問に当たりまして、書き記してきたものを読み上げてまいります。

かなり長い年月にわたって木価の低迷が続いておりますが、我が国の食料自給率同様に木材自給率は2割まで落ち込んだわけであります。この最悪かつまた深刻である自給解決策を10カ年計画で5割以上に引き上げるといふ、ともに森林産業を安定させるための国での森林再生基盤をまた打ち出したわけであります。

森林再生基盤では、国が林業を最先端まで成長させたドイツをモデルとしたそうでありますが、ドイツの森林面積は日本国土の約半分にあるようでして、しかしながら木材生産量はやはりこの10カ年で我が国と比較しても実に3倍にもなる。国の経済を牽引する先端産業にまで成長させたそうであります。

流通は、日本と同様原木生産から販売に至る総合産業管理となるわけでありますが、その管理を依頼しているのが認定された職務員でありまして、森林官という方々に委託をしておるそうであります。

一定森林面積ごとにこの森林官を配属され、その作業現場にてIT端末に樹種、林齢、長さ、直径、この品質をその場で打ち込み、各業界に情報として提供する。1次加工、製材所、ハウスメーカー、家具メーカーなど、入札と取引に至るまでの全てを効率的に進め、結果先端産業まで成長させた森林官の紹介をしながら、この懸念される我が国の林業の生き残りとしての問題点を取り上げておりました。

森林官とは、組織の内容に差異はあるものの、南三陸町にもございます南三陸森林組合の存在と同じであります。我が国では、ドイツをモデルに森林再生基盤を打ち出したはよいが、風土や時代、受け入れと、ある面流通の対応の違いもあり、計画どおりにはなかなか進まな

い、進められない数々の超えなければならない課題を残したことになります。例えて入り口はよいが出口が滞っていると。今ある林業低迷のこのような現状とも言える課題が残されておりあります。

森林は、公益的な役割を果たすところから始まり、ともになりわいとなる林業は経済機能を果たすはずでありました。また、森林からは、人が生活をしていく上、最も基本とする住宅が誕生するわけでありましたが、住宅建築から波及する経済効果と循環作用があるときからして次第崩れることになったわけでありあります。

住宅建築のこれまでの時代を振り返れば、在来工法から今を迎えるに新しいプレカットなどございますが、建築法へと移行してきました。在来工法が基本ではあります、これまで以上の精度、精密さ、またこれまで以上の耐震強度が求められるようになり、そのため国産材にかわる加工材が多く使われ、用途は限られた部分への利用となってしまったわけでありあります。例えて極端な言い方をすれば、柱、板、一本一枚国産材を利用しただけでも、国産材、あるいは地元材の活用と言われるようになったのが現状でもありあります。

木材需要に関し、ある面再認識はされましたものの、精度、精密、強度が求められ、そのため多くに利用され始めたものが集成材であります。その集成材が国産材をしのぐことになったのであります。国産間伐材を加工した集成材ならまだしも、大半以上が輸入外材加工の集成材を用意していることは否めるものではありません。このテレビ放映の中で製材業者の方が話されておりました。どうしても追いつけない精密さがあり、国内加工場は乾燥精密にばらつきが出て、そのために工業製品のような精密な輸入材が求められるようになったと話されておりました。したがって、経済に伴った林業、これまで適宜な指導を怠った国の対応の甘さが輸入材である外材に圧迫され、おまけにも笑うにも笑えない、天敵でもある樹木害虫を増産させるとともに、今ある国内林業の現状をつくることになってしまったわけでありあります。

そして、ここで町長にお伺いをするのですが、4点ほどに分けてみました。

国産材並びに地場産材の循環利活用に参考にとドイツの森林官、お話をいたしました。この事例を挙げましたが、森林官は先ほど申し上げましたように、当町においては南三陸森林組合ということになるわけですが、この森林組合と窓口として連携してきたはずである町のこの森林業に取り組んできたわけですが、これからの公共事業における木材の拡大活用と森林所有者への時代に合った指導の強化、販売販路の拡大、それに伴い後継者と次代を担う、その後継者の担い手の育成、また就労の場としてのこれからの対策を伺うものであります。こ

れが1点目でございます。

次に、2点目に町有林におき町内製材者が3件あるかと思えます。この町内製材業者と連携をとってきたかと思えますが、これは森林組合が中に入り分配をしておるか解釈をしております。地元製材業者との今後の取り組み、連携をどのように展開をしていくのか、これが2点目であります。

次に、3点目、地場産業、地産地消の循環型活用にかかわる点を伺うものであります。先ほども申しあげましたように、行政報告の中でも同僚議員が伺っておりました。総務省による緑の分権、配分改革の木質バイオマスエネルギー事業による循環利用であります。先ほども町長もお答えをしておりましたが、地方紙にも載っておりました。今後の民営民設の方向で進められるというコメントが載っておりましたが、この利活用推進協議会の報告とあわせて今後取り組んでいかなければならない課題であります。本格的に取り組むときを迎え、町長のもくろむ展開策をできれば詳細ながら改めて伺いするものであります。

次に、4点目であります。この木質バイオマスエネルギー業者であります。持続可能経済研究所というところに町では事業委託をしましてまいりました。その結果の報告が今申し上げたとおりであります。この民間研究所とのかかわりはどのような経緯でこの業者を決定されたのか。そして、ペレットストーブモニターによる利用希望の声もかなりあるように報告されておりましたが、このストーブの価格、1基当たりどのぐらいの価格でモニターを介して提供されたのか。

そしてまた、今後本格的な展開となる上で、地場産材の活用、またいろいろ期待を寄せるわけですが、当面の先ほど参事もお答えになっておりましたが、燃料の供給先をどの業者と位置づけられるのか。それから、民営に委託をし、これから展開をする際、その業者は何社ほどあるのか。その業者の中からどのような候補として決定をされていくのか。

また、1つ戻りますが、ペレットストーブのモニター期間を過ぎて、この際の回収をどのようにされるのか。聞こえてきておるのは払い下げ等のお話も聞こえておりますが、その払い下げをする際にはどれほどの価格設定とされるのか。

この点を4点に分けて伺いいたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろ4点細部についてお話しでございますので、詳しい点につきましては、細部については担当課のほうから答弁させたいと思っておりますが、今山内議員お話しのように、森林が日本の国土に果たしてきた役割というのは大変重要な役割を担ってきていた

だいたというふうに認識をいたしております。そういった中で当町におきまして、ご承知のように先ほどお話しありましたように、当町の森林面積約77%でございます。そのうちの約8割が民有林ということになっておりまして、約6割が人工林、天然林が4割というふうな割合になっておりまして、これまで南三陸町、歴史的に見ても大変林家、林業の非常に盛んな地域だったわけでございますが、ご指摘のように輸入材によります木価の低迷というのが林家経営を大きく圧迫してきたということが現在の状況になっているというふうなことは当然我々も認識をいたしてございます。

ただ、そういった中におきまして、当町の森林組合の皆さんを含め、それから先ほど申しましたように、山の会の皆さんが全国に視察に行ったり、いろんな情報を発信をしながら、南三陸産の杉のPRというものを積極的にやっていただけてきたと。それが意味南三陸の杉というのが非常に市場において評価をいただけてきたということも、これは紛れもない事実でございますので、そういった活動を今後とも展開をしていただければというふうに思っております。

今回の災害公営住宅におきまして、先ほど利用するというお話をしておりますが、戸建ての分、災害公営住宅の、それは約167戸を建設予定しております。それは先ほど言いましたように、町有林を使った形の中での住家建設というふうなことで考えてございますので、一定程度森林組合の皆さん方にも連携をとりながら、その辺の販路の拡大、あるいはそういった分野についての連携をしっかりとっていきたいというふうに考えてございます。

そういった中で問題なのは、今お話しありましたように、後継者をどうするかということについては、これもやっぱり非常に懸念をしております。林業のみならずなんです、やはりどうしても1次産業で問題になっているのは、そういった後継者をどう育成するかということが非常に重要な課題だろうというふうに思っております。そういった林業に携わる方々を含め、いろいろな方々と連携をしながら、あるいは情報をいただきながら、その辺の後継者の育成ということについても、大いに我々としてもしっかり力を入れていかなければいけないというふうな認識をしております。

それから、製材所の関係でございますが、木質バイオマスとの関係で製材所の方にお入りをいただいております。そういった製材所の方々にも、こういった町の取り組みということを理解をしていただきながら、そして製材所としてどうできるのかということを含めて、意見もいろんなさまざまな中で交換をいたしておりますので、今ご指摘ありましたように、製材所の皆さんとのいろんな連携という部分については、十分これからもとっていかなくちゃいけ

ないとそういうふうな認識をしてございます。

それから、木質バイオマスの関係ですが、それは詳しく担当課から説明させますが、これまでも何回か会議を開催いたしまして、実証実験をやってまいりました。その中で一定の評価をいただくものもございまして、これからのルートをどうするのかということについても、課題も見つかったことも事実でございまして。

それから、今の民設民営とお話しになりましたけれども、民設民営でいけるのかどうかということについては、まだまだこれは検討課題だろうというふうに思います。初期投資が大変大きいものですから、民設民営で果たしてそれでやれるのかとなりますと、ちょっと現時点として我々としても今後の検討課題というふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） まず、アミタ持続可能研究所との出会い、きっかけでございませぬけれども、これは震災後、再生可能エネルギーの先端で研究なさっている会社ということもありまして、当町で森林面積も8割近くもあるといったこともありまして、今後そういった方向性で何かお役に立てることがあるんじゃないかということでお入りになってきたのがたしかきっかけだったというふうに伺ってございます。

それから、1年間いわゆるモニターで使われたストーブの今後の利活用でございませぬけれども、当然そのまま引き継いで利用されたいというお考えがかなりございませぬので、今現在町の所有物ではなくてアミタ持続可能研究所のほうでお貸ししているストーブでございませぬので、一定の安い金額で払い下げも検討しているというふうには伺ってございませぬ。その金額については、申しわけございませぬが承知してございませぬので、これはちょっとお答えできる状況ではございませぬ。

それから、民間事業者について、具体で参加事業者についてはお話を受けてございませぬが、今後も基本的にはアミタ持続可能経済研究所が主体となって進めていきたいといったお話も聞こえてございませぬので、そこら辺との調整になってこようかと思ひます。

また、事業の展開に当たっては、民設民営の話もございませぬ。どうしてもプラントの整備が5億5,000万円ぐらいかかるといった試算も出てございませぬので、その辺の調整が今後必要になってくるんじゃないかなというふうに考えてございませぬ。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） ペレットの販売先につきましては、現在実証事業の段階で検証しているんですが、消費者が求めやすい販売先がいいだろうということ

で、とりあえず農協さんとか、森林組合さんとか、あとガソリンスタンドさん、こういったところで実証している様子です。その結果を見ながら、やっぱり売る側の収益もある程度確保できなくちゃいけないでしょうし、それらの検証結果を待って検討していくようになるうと思っております。

○議長（後藤清喜君）　ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前11時03分　休憩

午前11時20分　開議

○議長（後藤清喜君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがありますので、答弁させます。

復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君）　ペレットストーブの普及の関係の答弁漏れがございましたので、ご答弁申し上げます。

現在、モニターで44台利用していただいております。業者のほうの聞き取りによりますと、半数程度はそのまま引き続き使用したいという意向があるようでございまして、定価にいたしますと、ペレットストーブ、高額でございまして、一般家庭用ですと大体30万円から40万円すると伺ってございますけれども、大体半額以下の金額程度でお譲りしたいということで、10万円から12万円程度というふうな形でお譲りしたいという形でございます。

ただ、今後この1年間については、引き続き当該事業者のほうで供給をしていきたいという形でございますので、それ以後になってまいりますと当然ストーブの普及、供給と需要のバランスがかかわってまいりますので、山形県のほうでは県で補助事業等も設けながらストーブの普及を図っているといった記事も出てございまして、そういった段階でホームセンターとか広く量販店でのペレット燃料の供給もいたしているといった情報も聞こえてまいりますので、町のほうでもそういったことも加味しながら少し政策的に進めていかなければいけないんだろうなというふうには考えてございます。

○議長（後藤清喜君）　6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君）　町長、また担当職員から答弁をいただきました。補足をしていただきましたが、それでは何点かをまとめてこれから質問していきたいというふうに思います。

まず、町長は大枠の中で答えていただきましたので、その補足を課長、参事なりに説明を加

えてお答えをいただければと。私はもちろん参事に質問などするつもりはございませんので、そういう解釈で説明をしていただきたいとこのように思います。

また、今課長が言いましたアマタというんですか。これは業者は東京でしたっけ。ですね。今、山形とか出てちょっと聞き漏らしたんですけれども、ストーブの製造元といいますか、その製造元等と、そしてまた戻りますけれども、アマタという民間事業者と、先ほどちょっと私も舌足らずでしたか、その出会い、その業者をどの方が介して町で連携をしてこの事業を試行錯誤し結果を出されたのかを、この点をお伺いしたいと思います。わかりますか。業者とのつながりです、町との。町で業者さんを決定してこれを始めたわけですね、委託をして。その委託はいいんですけれども、この業者との何というんですか、紹介をした方等があるかと思うんですけれども、そういうことはなかったんでしょうか。

それから、今あと参事にもお願いをしましたが、お願いといいますか、大卒で言われたので、一応4点ほどに分けて、細かい点もありますけれども、山林関係の件をもう一度町長に加えて補足をしていただければというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（高橋一清君） 町長のほうから骨となる部分の考え方についてのお答えをいただきましたので、私のほうからは個別に現状とか、あるいは実態としての課題なども踏まえてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、公共施設への利活用についてのご質問がありましたが、国・県とも公共施設への地元材の活用についての方針を定めるようにという指導がありまして、町、南三陸町といたしましても、今後整備される公共施設におきまして、特別例えば火災の心配のあるような場合とか、あるいは構造的な必要がある場合などを除いては、原則木材の利用から検討を始めるというような方針を定めましたので、今後そういった利活用の努力をしていこうと考えております。

小規模林家への時代に合った指導ということにつきましては、前段の部分では議員がテレビの情報などをもとにご説明いただきましたような非常に大きな前提となる課題があります。おおもとはいわゆるヨーロッパや海外から輸入される木材との価格差をいかに日本の国内で埋めるかというような問題でありまして、海外では日本よりも搬出して製材するまでの価格が半分とか、場合によって3分の1とか非常に安い金額でできるようなインフラの整備ができていくというふうに聞いております。

1つは、山の搬出するための路網の整備がもう日本と全然違う。非常に行き届いているとい

うこと。それから、製材に係る機械なんかの整備も、性能が全く進んでいて、日本はそれらがおくれている。さらには、それをもとにした流通までが国内的にはほとんど海外材で製品で持ってきて流通されるようなそういった実態があるということでございますので、これらを国内的に今後本当に整備していく必要があるんだろうというふうに思いますが、その中であって南三陸町におきましても、森林再生プランの作成をこれから挑戦していこうと思うんですけれども、小規模な林家の方々にも計画に加わっていただきながら山林に路網を整備していくような事業について、現在森林組合、そして林野庁にも指導いただきながら、森林組合と計画づくりに向けた検討を始めているところでございます。そういったものを通じて、後継者の育成とか、あるいは就労対策とか、それから販路の拡大につきましても考えていかなくちゃいけないんだろうと思います。

販路の拡大策の具体的なものとしましては、今仮設商店街の後ろにまちづくり機構さんというところが既にモデルハウスを建てられているんですが、いわゆる建物そのものに地元材でも建築できるような手法を工法として取り入れていくというようなことでございます。ツーバイフォーという方式で、壁なんかにはめ込んでつくっていくような工法ですが、こういったものができますと地元での材料利用が可能にも、何と申しますか拡大される可能性が出てくるのかなというようなことで、こちらも現在検証という形での取り組みをしているところであります。

2点目の町内の製材業者さんとの今後の連携・取り組みという部分につきましては、一つ南三陸材、地元材を利用した場合の補助金を出す手段といたしまして、産地を明確に確認していく必要がありまして、それらを補助制度を有効に生かしていくという意味では、製材所さんと、それからそれを使う大工さん、建築業者さん、こういったところと連携しながら、産地をきちっと追って行って、いわゆる建て主に対してそのメリットをきちっと伝えていって地元材の利用拡大を進めていくようなそういった取り組みを連携して今打ち合わせしながらやっているところです。

また、それ以外にも南三陸杉のよさをアピールする方法などについても、会合を持って打ち合わせしていますので、今後そういった具体的な打ち合わせをより多く持ちながら、なるべく町内での利用、さらには町外へもアピールしていけるような手段を考えて連携していきたいと思っております。

木質バイオマスの展開策、3点目につきましては、海、山、里の町の自然の循環というものが南三陸町の今後の復興後のまちづくりの大きな一つのコンセプトになっていくんだろうと

思っております。山から始まる水の流れという物語をきちっとつなぎながら、海の産物の付加価値を高める、こういった一つのストーリーをつくるのか、それから体験観光、震災前にやっていたけれども、山の体験を子供たちに提供するということで、教育旅行に山の自然を生かすなどということも、山の資源の有効活用になると思いますが、木質バイオマス事業そのものは、単体の価値というよりは、山の資源を町の中で循環させていくというこの循環の考え方をきちっと打ち出しながら、先ほど申し上げた海の産物とか、教育旅行とか、さまざまな町の取り組みをつなぐ上でのこの循環を形づくる一つのプログラムだというふうに位置づけて、さまざまな山の資源の有効活用に使っていければというふうに考えているところです。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） アミタ持続可能経済研究所との出会いとかきっかけという形でございますけれども、私が赴任する前の話だったものですから、前任の今担当課長にも確認したんですけれども、震災直後、歌津の伊里前地区のほうに事業者としてボランティアでまづもって入られたそうです。その後の経緯、経過につきましては、私が先ほどご答弁申し上げましたとおりでございますけれども、歌津の地区民のほうから、逆に町のほうにアミタのほうでバイオマスを使ったそういう事業をやられているようだという形のお話が届きまして、それ以後こちらのほうにお越しいただくようになって、いろいろなお話を承るようになったという形で今日を迎えておるところでございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） そうすると、業者はボランティアで震災直後に入った上で、地元歌津地区ですかね、その紹介があって町でこのような事業展開に至ったということですね。ただ、あともう一つは、ペレット等の生産は栗駒でもしていましたか、取り扱いですかね。そういう業者が周囲に、地元にもあって、この業者が悪いというんじゃないですよ。宮城県内にもあるかと思うんですけれども、例えばペレット、石巻漁港でしたか、もう震災でもう最悪の状態になって今どういう形になっているかちょっと確認はしていませんけれども、県内のそういう業者に当たってみてもよかったのではないかと。これは悪いと言うんじゃないですよ。それから、そういうことで私伺いました。その出会いというものもちょっと不思議なものだなと思いました。いろいろな方が支援、見舞い等に来ていただいたその結果であるということを確認いたしました。

それから、町長が地元産材を個別住宅、もしくは今後の住宅の建築に大いに活用していき

いということで、今参事から大枠の中の詳細説明をいただきました。私が思うには、地元材、私もなりわいとしておる一人ですから言えるのですけれども、ほかの資材は大分上がっておると。ここで木価の低迷を質問しましたけれども、今木価が上がれとは言わないんです。この先を見ながら、この再認識というのですか、再々認識です。そういう気持ちに取り組まなければならないのではないかなど。

また戻りますけれども、ペレットにしても、地場産材の活用にしても、いいことではないんですけれども、この震災があったがための前面に出た課題であるかと思うんです。それとあと、あわせまして町長にまた伺いたいと思うんですけれども、集成材の話をしました。岩手等にも集成材の工場がありますけれども、宮城県内にもあるかな、ちょっとそこら辺あとで参事にお答えいただきます。その集成材をコストがかかるかもしれないけれども、地元の間伐材を有効的に利用するというんですけれども、そういった間伐材による集成材と、国内の先ほど私も質問の中で話しましたけれども、外材に劣るということで、いろいろ試行錯誤しておるようですけれども、そういう活用でこの復興に当たることはできないかなという気持ちもあったわけです。

また、いろいろなこの取り組みを参事に補足していただきましたけれども、ますますこの認識を深める上で取り組むべき大きな課題であるとは私はこのように思っております。町の財産であります。この財産がむげになっている立場に置かれておりますけれども、この地域からの発信ということで着目をし、まちおこしにもこの林業を取り入れて、基幹産業であります先ほど言いました農・林・水産業と一つの枠の中で歩調を合わせられるような取り組みを必ずこの南三陸町でできるはずであります。そういう点をもう一度伺いたいと思います。ペレットのほうから。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 木価の問題については、ある意味需要と供給、それから市場原理というのがございますので、なかなか我々がそこに介入をするというのは大変難しい問題だというふうに思いますが、しかしながら、今回のこの震災を一つのきっかけとして、何とかもう少し木価が上がって林家の皆さんに光が見えるようなそういうふうな状況になればいいなというふうな思いがいたしております。

それから、集成材のお話になりましたけれども、多分ご承知だと思いますが、被災してなくなりましたけれども、歌津公民館、あそこが集成材を利用してございまして、大変立派な施設ができたんですが、残念ながら被災してしまいましたけれども、大変そういった集成材の

活用というの、今後十二分に町としていろいろな角度から考えていきたいというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） 緑の分権のこの事業を導入するに当たっては、実は公募型のプロポーザルで業者を選定させていただきました。提案者は当該1事業者のみでございましたけれども、専門委員として大学の先生も招聘しながら、厳選なる審査結果、当該事業者に決定いたしましてこの事業を導入したわけでございます。今後、そのペレットの普及に当たっては、先ほど山内議員お話しのとおり部分もございまして、当然今後継続的に安定した供給を図っていくためには相当のプラントが当然必要になってまいりますので、その間のあり方というのは、ちょっと町のほうと協議をしながら少し検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） 町長にお答えをいただきましたが、木価が上がればいいと、これは期待はありますけれども、今この震災によりまして大変な思いをされている方は、またそれも過ぎてある時期が来て、そういう活路を見出せるような思いで伺ったわけでありまして。集成材の件、公民館を言いましたけれども、でき得るなら、コストが高くつくかな、地元の木材を、地場産材を使ったそういう集成材加工、そういうものも使っていったらどうかという思いがあるわけでありまして。その点について、参事、何か情報がありませんかね。そういう意を込めて今伺ったわけでありまして、まあいいです。

それから、ペレットストーブであります、この業者を介してそのストーブを、製造元はどこらなんですかね。そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと記憶が定かでないんですが、ちょっと記憶をたどっていくと、多分歌津公民館の集成材は、歌津の地場材を会社に送って、そちらで集成材をつくってもらって、送り返してもらって建てたというふうにちょっと記憶しているので、そういう集成材を、町産材を使ってということについては、そういうことで可能なんだろうというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） ペレットストーブのメーカーでございますけれども、国内産と国外産ございまして、国内だと新潟のさいかいという事業者のストーブで、外国製はハーマ

ンと伺ってございます。どうもハーマンのほうが何か性能的にすぐれているというふうに伺ってございます。

○議長（後藤清喜君） 6番山内孝樹君。

○6番（山内孝樹君） ペレットのほうは大理解いたしました。

これから山への林業への取り組みということで、集成材等を今町長にお答えをいただきましたが、コストが高くつくかもしれません。しかしながら、一つの復興への兆しとして、地元材で頑張っているんだよというようなそのような気概を持っていただきまして、その集成材等にでも力を入れていただければとこのように思いました。

次に伺います。林業の地域おこしということで、いろいろかねて先ほど体験旅行、教育旅行というお話がありましたけれども、実はこれも去年のニュースでの特集、10分、15分くらいでしたかね、目にした方、耳にした方もあるか、岐阜県の中津川市にある加子母村というところがございます。この加子母村の森林組合さんを中心に放映されました。

この地域は、町長も知っておるかと思うんですけれども、日本国土のちょうど中心に位置する。そしてまた、長野県に隣立する山村となっております。森林面積は90%を占めて、町長ご存じかと思うんですけれども、伊勢神宮のご用材の産地でございます。テレビにまたこの放映がされたものですから、御用材の方は別として、私もインターネット等がちょっとできないものですから、直接森林組合さんのほうにお願いをして、いろいろ資料を送っていただきました。かなり地域条件もいいことからこういう取り組みができるんだなという私の感じ方でありましたが、もう一つは森林保全の団体組織というのがありまして、新聞等にも一、二度載って目にしているかと思うんですけれども、団体の代表理事をしておるのが坂本龍一氏であります。音楽家の坂本龍一氏であります。この方の認定を受けました地域でもあります。この地域は、そういう経緯がありまして、広くエコ体験ツアーと、先ほどの体験旅行じゃないんですけれども、そういう周知を、PRを首都圏を中心にして、かなり体験ツアーに足を運ばれたと。首都圏の方々の山林への再認識をした方々が多いと。これ今もって企画を続けておるそうであります。この森林組合は、民間プレカット等の工場を持っている方でありまして、連携をして、ヒノキが主流なんですけれども、ヒノキばかりではないんですけれども、いろいろと山林の、またまちおこしに取り組んでおるようであります。なかなかのものであります。

それと、あともう一つは、私も確認したんですけれども、森林組合がかかわっていない方々ですかね、これまでは確認できなかったんですけれども、女子の方が山林女子という組織を

立ち上げまして、またフリーペーパーで情報を発信して、女性限定による山林の下刈り等、例えばほか作業等の体験をしておるそうでもあります。大変若くてきれいなお母さん方の組織でありました。また、南三陸町にもシルクレディースというお母さん方の組織がありますが、全く、元来素敵できれいな方々ですけれども、やはり気を入れているということは、またそのように見えるのであるなという関心を持ったわけでございます。下世話ながら、このような組織を立ち上げて、この加子母村で地域おこし、林業への再認識に当たっている組織があるようでもあります。

またあと、林野庁の補助事業を使いまして、3年間、1月9万円といたしましたね、助成をして、林業といいますと特殊な技術をマスターしなければいけませんので、その3年間助成事業を充てて受講している方々が、若者がおるそうでございます。かつてはかなり林業に、この地域もそうですが、就労がかなり減少したというわけではありますが、その地域もそうですが、以前この習得をした方々が東京の方、若い方々、あとほか地域の方々もおるかと思うんですけれども、かなりこの2010年から、今もそうかと思うんですけれども、就労が、人数がふえておるそうでもあります。そのような先ほども言いましたけれども、森林組合と窓口、またこの農林業に当たっての取り組みというものも一つ参考になるのではないかということでお話をいたしました。

シルクレディースしかり、林業女子ですか、そういう組織をこの町に当てはめても、先ほど町長が言ったように南三陸町の木は美品でございます。木というものは根倒してみなきやわからないところもあるんですけれども、そういう体験ツアーや教育旅行、また加子母森林組合では林業教室と称して、不定期ではあるかもしれませんが、子供たちを対象に山への関心を持たせるそのような場を提供しておるようでもあります。

ですから、私どもの町でもこれは共通するところがるありまして、町長もこれも知っているかと思えますけれども、旧志津川町、今南三陸町になりましたが、あそこの地域は何といいましたっけ、慶應義塾大への提供林地がありまして、佐藤キヤさんの兼ね合いでしたかね、お亡くなりになりましたけれども、その林地には私も記憶にあるんですけれども、何度か学生が足を運び、体験をしている場として提供された経緯がございます。そういう点を踏まえて、まちおこしにまた一役、林業の活性とあわせて再生への道を歩めるのではないかとこのように思ったわけでもあります。

ペレットに戻りますが、ペレットもこの震災によりまして普及したかと思うのであります。しかしながら、ペレットは100ボルトの電気を使わなければならない。これは間違いありません。

ね。ところが、電源を使わないペレットもあるわけでありまして。これは岩手県の釜石にある製造元なんですけれども、あとまきストーブになるんですかね、山形とかいろいろ独自の開発をしている方々がございます。今取り組んでいるペレットは、電気が来ていればこれはこしたことないんですけれども、最悪の有事の際にはなかなかその功をなすものではありません。また、加子母村の森林組合に戻りますけれども、市道整備、いろいろな各事業に取り組んでおります。その中の加工事業の中で、木工の機材もかなりそろえておるようでありまして、その木工所でできたくず、木くずをやはりペレット同様に固形化をして、このくらい、これがブリット何とかといたしましたね、そのようなものに取り組んでおるのであります。ですから、もし参事しかり、課長、まあインターネット等でそれは確認できると思うんですけれども、そういう取り組みはここですぐできるものでないかも、そのノウハウは確認できませんでしたけれども、これからそのようなペレットしかり、そのようなまきストーブ、それはまきストーブに直接たけるわけです。固形化したまきです。そのような取り組みもこのペレットとあわせて進めて展開をしていったらどうかなということでお伺いをしたわけでありまして。

プレカット工場は民間とのコラボ、連携だそうですが、その中でかなりの乾燥剤、木を切って乾燥させて材料として販売するのに全く手出しになるといったような看板が工場の入り口にあったそうです。なかなか私も、小さいんですけれども、目を通したんですけれども、かなりインパクトのある、それでもやはり山林の活性化ということで取り組んでいるのが加子母森林組合であります。これを置きかえて南三陸町の森林の再生とあわせてこれから取り組んでいく、そのようなバイオマスエネルギー等に生かしていつてはどうかとこのように思いました。

私、余談になりますが、そろそろ総括質問になって閉じますが、ことしの1月12日でしたか、議長がいろいろ公務重なりまして森林組合に代行で出向きました。私も当委員会の調査等では足を運びましたが、久しく宴会の場ですか、大会の場に足を運ぶことがかわりにできまして、大変私はうれしく思いました。といいますのは、先ほど言いました若者の担い手と称して、どのくらい就労している方々が、失礼な話、お年を召した方々でまだやられているのかなとこのように思ったんですけれども、何と行ってみましたら、本当に圧倒されるような若者で大変うれしく思いました。そのときにも一言挨拶を依頼されましてお話をしましたけれども、若者を大事にしなきゃいけないと。これは美辞麗句じゃございません。いろいろなことがあるかもしれませんが、これぞあれば後継者、いろいろな問題がありますけれども、さすがのものだなと。一人一人お話をしましたら、やはり気概を持っておりました。そ

のような気概と、本当にうれしかったです。今回の質問もそのような若者が一生懸命頑張っている、一人一人の声にはならないかもしれないけれども、この林業の再生に当たって質問した次第であります。どうか町長、もう一度、これで私の一般質問は閉めますけれども、一言加えていただきまして、私のまた一般質問を終えることといたします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、慶應義塾の森のお話でありました。私も慶応の学生の皆さん、お入りになった際に一緒に、荒町にありますので、お邪魔をさせていただきました。そういった関係で震災後、慶應義塾の方々、当町にボランティアでもう連日のようにおいでをいただきました。改めてご縁というのは大事だなというふうな思いがございます。ご承知のように、当町にはコープの森もございます。それから、震災後になりますが、ANAこころの森というのもございまして、そういった方々が非常に当町の森林の木材を使っていろいろなグッズをつくっていただいております、去年はJRの新幹線の中で新幹線のグッズをうちの木を使って販売をしておりました。今、ANAは、国内線は3月いっぱいだと思います。それから、国際線は4月いっぱい、機内で南三陸の木を使ったそういったグッズの販売もしております。ちゃんと南三陸産材というふうなふうに書かれておりますので、ある意味非常にPR効果になっているなというふうなものもありますし、それからここ震災後、桜の植樹等々でいろいろご支援をいただいているのですが、その際にボランティアの方々に下刈り体験をしてもらったりとか、本当に若い方々にお入りをいただいて、森林に興味を持っていただいている。それは非常に大事なことで、これからもそういった取り組みを我々もしっかりとやっていただきたいと思っておりますし、それからちょっと全国展開しているんですが、森の幼稚園というのがございまして、別に園舎はないんですが、森の中で子供たちが木や草や花や、それから生き物、そういったものを自分たちでいろいろな体験をするという、そういう特殊な、特殊というとおかしいんですが、ちょっと特異な取り組みをしている幼稚園がございまして、そういった中で子供たちがずっと一日中そこで山の中を走り回って、そして自然に親しむと、そういうふうなことをすると大人になっても森林のよさといいますか、ありがたさというのか、そういうのを体験できるというのがございますので、そういった取り組みというのもやっぱり必要なのかなというふうに思います。

いずれにしても、森林というのが、先ほど来議員ご指摘のように、大変地域にとって非常になくてはならない資源だというふうに思いますので、そういったものを十分に有効活用しながら、これからの地域づくりを進めていくということが大変重要だと思いますので、し

っかりと我々としても取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 以上で山内孝樹君の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時55分 休憩

午後 1時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告2番、星 喜美男君。質問件名、1、公立病院経営について、2、震災緊急雇用対策事業について。以上2件について、一問一答方式による星 喜美男君の登壇発言を許します。7番星 喜美男君。

〔7番 星 喜美男君 登壇〕

○7番（星 喜美男君） 7番は議長の許可を得ましたので、通告に基づいて一般質問を行います。

公立病院経営についてを町長に伺います。

過日行なわれました議会全員協議会において、南三陸町病院建設基本計画の素案が示されました。この計画は、17名の有識者や町民代表による委員で構成された南三陸町病院建設基本計画策定委員会が昨年7月より会議を重ねてきたもので、南三陸町から病院をなくしてはいけないという基本的考えに基づいて、南三陸町の新たな医療を具現化するものとして策定されたものであります。外来診療が9科、入院病床が90床、救急医療の確保などが提案されたものとなっています。

自治体病院は、地域の公的な基幹病院として、救急医療などの不採算部門も担わなくてはならず、全国的に厳しい経営環境にあり、我が町も例外ではなく、病院建設基本計画で示されております概算収支シミュレーションも初年度から大変厳しい経営が見込まれています。

たしか10年ぐらい前になると思いますが、当時、黒川病院が公設民営化を始めたころと記憶しております。当時の公立志津川病院でも大変な赤字経営に悩まされておりました、このままの病院経営を続けていても赤字の解消はできないだろうと考え、私は公設民営化を提案いたしました。そして、町長に徳州会病院の関係者との話し合いの場を持ってもらいまして、公設民営化に向けた話し合いをしていただきました。結果といたしましては、たしか泉の徳州会病院の規模拡張のためと記憶しておるのですが、タイミングも悪く、実現には至りませんでした。

しかし、このように町と議会が、そして地域住民が自治体病院の置かれている現状をしっかりと理解をしまして、情報を共有し、知恵を出し合って地域医療のあり方、これからの公立志津川病院の医療提供はどうあるべきか考えるべきときであると思います。そして、採算性をどこまで優先すべきなのか、不採算部門を必要とするのかしないのかなど、共通の認識のもとに適正かつ効率的な病院経営を図られることが望ましいと思っております。

そこで、町長の考えを伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、星 喜美男議員のご質問の1件目、公立病院経営についてお答えをさせていただきたいと思っております。

自治体病院の運営につきましては、依然厳しい状況が続いておりますことは、議員今ご指摘のとおりでございます。総務省が発表しております平成22年度決算状況報告を見ますと、県内自治体病院におきましても、当町同様一般会計からの繰出金がなければ病院運営がままならないとそういう状況でございます。

当町におきましては、これまで病院改革プランに基づく負担金に加え、企業債償還金、建設改良費など、毎年3億から4億円程度病院事業会計に繰り出してきたところであります。このような状況を踏まえ、病院建設基本計画策定に当たっての基本的な考え方は、この町から病院をなくしてはいけないと、それから身の丈に合った経営を行なう、この2点を重要視したところであります。

今後も、地域医療の確保と健全経営のバランスを図りつつ、継続的に医療サービスが提供できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

また、これらを実現するためには、ご質問にありますように、町民のご理解とご協力が必要不可欠であります。

今後は、これまで以上に町民のご理解が得られるように、広報やホームページ等を通じて病院が抱える問題、現状を積極的情報発信し、町民一人一人が病院を支えていくという機運醸成を図っていききたいというふうに考えております。

当町の病院事業は、震災の影響から今後も厳しい経営が予想されます。再建後の病院が健全かつ安定した経営を行えるように、機能や規模、地域に密着した実態を係数的に把握をいたしまして、病院経営の改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） どうも大変ありがとうございました。

いわゆる地域医療を守っていくということは、私はこれは赤字がつきものであるとそのように今の医療体制にあっては、制度にあってはつきものであるとそのように感じております。まあ不採算部門であっても、住民からの希望やまた先日ありましたように、議会で透析が必要だとそういった声が高ければ、それはしっかりと確保していかなくてはならない。いわゆる俗に言う政策医療体制ということであろうかと思いますが、やはりそういった体制の中で赤字があっても進むしかないだろうと私は思っております。ただ、やはりそれにつきましても、町民の皆さんも含めて、議会もそうですが、やはり皆が経営意識を持って臨んでいくのが理想だろうとそのような感じがいたしております。

さきのシミュレーションを見ますと、減価償却費の範囲内での赤字ということでございますが、私はこの範囲内の赤字というのは決して全然問題ではないとそのように感じております。しかし、単年度で見ますとこれは問題はないのですが、やはり年数が積み重なるにつれて累積赤字としてしっかりと数字に残っていくものでありまして、いずれ老朽化がすればいろんな改修であったり、修繕が必要になるものも出てくると思っておりますので、やっぱりある程度の減価償却費というのは確保していかなくてはならないものと思っておりますが、この範囲内での赤字であれば繰り入れというものに対してどのような考えを持っておられるのか、伺いたいと思いません。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまでの病院の経緯・経過については、皆星議員も篤にご承知だと思います。大変不良債務がふえまして、大変な状況に陥った時期もございました。しかしながら、病院のスタッフの皆さんのご協力をいただきながら、不良債務の解消を図ったということがございます。まさしく職員の皆さん一丸となってとにかく経営の再建に向けて取り組んできた一つの成果だったというふうに思っております。

今回の病院を再建するに当たりまして、従来から、私お話ししておりますように、まず一番のネックはスタート時点の不良債務の問題です。ご承知のように、今や診療所、そして病院と2カ所で今病院運営をしているわけですが、当然そういった中において不良債務は避けて通れない状況でございます。したがって、今、減収補填債、それで2億5,000万円ということでお借りしておりますが、基本的にそれが開業まで約5年となりますと、約10億円の不良債務が発生をするという状況になります。したがって、前にもお話ししましたように、我々はとにかくスタート時点でそういった不良債務を抱えるという状況ですと、その後の病院経営の道筋が見えないということでございまして、したがって、これまで

も復興庁を含めてこの不良債務10億円分を何とか解消いただけないかというふうなお願いをずっとしているわけでございまして、そういった観点から、何とか我々としてもそういった思いを受けていただければというふうなことで、今運動を展開している最中でございます。

それから、当然公立病院という使命となりますと、当然地域の方々に医療サービスを提供するわけでございますので、不採算部門も抱えざるを得ないという状況で推移するわけでございますので、そういう意味におきましては、一般会計からの繰出金ということについても、一定程度の繰り出しはこれはやむを得ないと思います。しかしながら、ある意味無作為にそれがふえていくということは、これは果たしていかななものかということで、なかなか市民の皆さんの理解も得られないというふうに思いますので、一定の繰出金と、そしてバランスをとりながら経営をしていくということが今後望ましい方向性だろうというふうに思っています。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） スタート時点での不良債務、これは今後の運営、経営に大変な足かせになるものと思ひまして、ぜひ、国もそうですが、やはり県のほうにもしっかりとした支援がもらえるようにして、これはゼロにしてスタートすべきだろうとそのように思いますので、その辺はしっかりと働きかけていってほしいと思います。

よく言われます自治体病院の赤字の原因というのが、人件費と病院の建築と設備の整備コストが高すぎる、これが経営をおかしくしている二大要因と言われておるようでありまして、人件費については町職員ということで何ともしがたいものですが、この自治体が発注する建設費は3割から4割高になっているということで、今は民間並みの安く上げるということでいろいろな試みがなされておりました、ある町の病院では設計施工一括発注方式、これが安く上がるということでやっておるところもあるようでございまして、特に総務省が公立病院の経営を民間に任せる場合には、減価償却費の負担を求めるようにということで指導をされているということで、今後公設民営や指定管理者での経営も視野に入れますと、1円でも安く設計施工、建設をする必要があると思ひまして、この設計施工一括発注方式、この件を検討してみる必要があると思うんですが、いかななものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 不良債務の関係でございまして、県の指導もといひますか県のお力もと云われました。県が今仲介役で一生懸命総務省を含めてその辺の交渉役を今務めていただいておりますので、そういう意味では県にも一生懸命やっただいただいているということは、ご

報告をさせていただきたいと思います。

経営の問題で、人件費、それから建設費のことのお話もございましたが、設計につきましては今プロポーザルでやろうということになっておりますので、そういった設計の段階で今ご指摘のようにいかに建築費のコストを下げるかということについて、いろいろご指導といいますかいただきたいというふうに思いますが、議員ご案内のとおり、今大変資材高騰してございます。それから、反面、人件費の高騰ということになりまして、非常に趣旨はわかるんですが、現実問題としますとそういう問題がございます。確かに病院の経営に関して言わせていただければ、出るを封ずるということもございますが、ある意味根幹となるやっぱり収入の分野においての診療収入を得るのは、やっぱりお医者さんにしっかりおいでをいただくというのが病院経営の大きなポイントになるんだらうというふうに思っております。従来もそうですが、今後ともいろんな方面に働きかけながら、そういった医師の充足、確保という部分については、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 町長言われるように、確かに今建設、そういった環境というのは、震災以来大きく変わってきておりますが、ひとつ1円でも安く、その辺をしっかりと心に置いて、これは環境を整えていく。民間が参入しやすいという環境も整えておく必要があるのかなということで、ぜひそれは努力をしていただきたいと思います。

それで、現在のところ、救急体制は入院機能が米山にあるということで完全な体制ではないように思っております。しかし、今、救急車を呼びますと、患者の状況を見まして、現場の判断かこれが病院の指示なのかはちょっとわからないのですが、ある程度患者の希望も受け入れられまして、非常に即座に日赤病院であったり、佐沼や気仙沼の市立病院に搬送されたりいたしております。一時期の搬送先が全然決まらず救急車が走り出せずに何分間もとまっていたとそういった時期もありまして、そういった時期から見ますと非常にいい体制なのかとそうのように感じております。もしこの体制でいきましたら、あとは志津川病院としては、軽度の救急患者への対応、そしてもう一つは本当に緊急を要する患者への対応をどうするか、その辺が解消されれば、大分救急体制の負担が軽減できるのかなとそのような私は感じがいたしております。まあ軽度の患者さんにつきましては、地域住民の理解を得ながら何とかこなしていくのかなという感じがしますが、救急を要する患者さんをどうするかということで、ここで私はドクターヘリの導入をとうとうと述べるつもりでございましたが、先日27日の新聞で村井知事が突然の導入を表明いたしまして、私も出鼻をくじかれた思いがしている

んですが、いずれ国の調査によりますと、ドクターヘリにより死亡者数は40%も減少したと言われております。重傷者や後遺症が残らない例が1.6倍にもなったと言われております。東北で一番の県としてリーダー的立場にある県がなぜ今までドクターヘリを導入しなかったのか非常に疑問があります。青森県では2機も導入しているということで、その辺の県の医療に対する姿勢というものが非常に疑問に感じるところでありますが、この導入が決まった以上は一日でも早く運行がなされるようぜひ働きかけていってほしいと思います。

そこで、ドクターヘリの運行が始まりましたら、志津川病院の救急医療体制というものは多少改善されてくるのかなという感じがしますが、その辺の結びつきはどのように感じておりますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段にちょっとお話をさせていただきますが、多分新聞報道等で篤とご承知だと思いますが、県として今2次医療圏の再編の見直しをやってございます。そういった中で、いわゆる南三陸町とすれば、従来気仙沼本吉医療圏ということでしたが、今回の県の見直し試案によりまして、まだ決定ではございませんが、気仙沼本吉、それから登米、石巻という一つのくりにするというに答申として出ておりますが、当町とすればこれについては非常に賛意を示したいというふうに思っております。

いわゆる地域のそういった連携病院がしっかりとふえていくということが、このお医者さんがなかなか集まりにくい地域においては、そういう連携をしっかりとということが非常に地域の、町民の皆さん方にとってプラスになるという方向になると思っておりますので、我々としては非常にその辺については賛意を示したいというふうに思っております。

それから、今ドクターヘリとうちの病院のということで、なかなか直接的にどういうふうというのはなかなか難しいんですが、ある意味重病の方が直接仙台の病院に搬送されるということについては、命が助かる、そういった確率というのが高まるということ間違いのないというふうに思います。

ただ、反面、ご案内のとおり三陸道も順調に今推移をしてございますので、日赤病院への搬送する時間、それもだんだん短くなっていくということになりますので、そういったドクターヘリもそうですし、そういった道路網の整備ということも、この地域にとっては大変ありがたい、そういうことで今進んでいるというふうに認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ドクターヘリ、確かに日赤の距離といいますか交通網の整備によりま

して時間は短縮になると思うんですが、ドクターヘリの場合、町長搬送されると言いましたが、ドクターが乗ってきて治療しながら搬送するというので非常に高いメリットがありまして、その辺では大きく日赤に搬送するのは大分時間的な差が出てくると思いますので、この辺はしっかりと県のほうと連携をとりながら進んでほしいものだと思います。

ちょっと2次医療圏については後ほどしようと思ったんですが、村井知事は2次医療圏の答申を受けた際に言っているんですが、非常に私はちょっと疑問に感じるような発言だろうと言っている。「これだけの東日本大震災で被災を受けたので、何もしないでは済まされないと10年先を考えた内容だ」ということでコメントが載っていたんですが、確かに大変な被災をして大変な財政出動があるわけで、いろんな見直しは必要だろうと思うんですが、それが医療かと非常に私は疑問に感じるものがありました。やはり、しかも被災している地区がかかわっている医療圏の話でありまして、私は気仙沼市が反対するという理由といいますか意味といいますかよく理解する思いがあります。そういった意味では、確かにうちの町では直接は余り影響がないだろうと思いますが、隣の市ということで足並みをそろえる必要もあったのではないかなという感じがいたしておるわけですが、その辺についてはどのような考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは被災の問題というよりも、私はこれはずっとこれまで慢性的に行なわれてきた医師偏在の問題だと思います。それを解消するのは、やっぱりある意味受け皿をしっかりとっておかなきゃいけないということが大変重要だと思います。ですから、気仙沼市さんの考えは考えで私も理解はします。ですが、基本的に2次医療圏の再編の際にちょっと先生方もお話しになっているんですが、何も日赤だけを中核病院にしようということではなくて、日赤病院と気仙沼病院、この2つを中核に、そういうふうな方法で進めていくというふうなお話もありますので、何も石巻だけに集中するというそういう考え方ではないというふうに私は認識をしておりますので、そこはひとつご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） その辺は附帯意見もつけられておるようでありまして、それがどのように酌み入れていかれるのか注視したいということで、栗原市や気仙沼市は見守っておるようございまして、いずれ県の医療に対する姿勢というものは非常に疑問に感じるものがありまして、例えば岩手県には県内に県立病院が20ありまして、県立地域診療センターが6つあるそうであります。これは、本州で最も広い県土をカバーするために県下にあまねく良質

な医療の均てんという理念に基づいて整備されたそうでありまして、私も勉強不足でこの「均てん」という意味がわからなくて辞典を調べましたら、生物が等しく雨露の恵みに潤うように各人が平等に利益を得ることとありました。ちなみに、宮城県ではどのくらいの医療施設があると思いますか、町長は。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 3つでございますか。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） クイズではありませんのであれなんですけれども、実はさっき言った岩手県の26の病院はほとんどが一般病院なんです。宮城県では、地方独立行政法人というところが宮城県立医療機構という組織を設立して運営している病院が宮城県立循環器呼吸器病センター、これは栗原市の瀬峰だと思います、それと宮城県立精神医療センター、3つ目が宮城県立がんセンター、これが2つとも名取市で、これが俗に言う宮城県立の病院であろうと思います。そのほかにあるのが県立こども病院と県立拓桃医療育成センター、これは障害児施設のようでありまして、何か隣県にありながら、医療という分野におきましては、余りにも県の恩恵が違い過ぎるのではないかとそのような感じがいたしております。

この2次医療圏の問題だけではなくて、やはりもっと県のしっかりとした医療の提供というものが私はあってもいいのかなと。そういった意味では、もうちょっと地方の自治体病院への支援というものも、医師の招聘も含めましてあってもいいのかなという感じはするんですが、その辺の県の医療に対する姿勢というものについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 岩手と宮城の違いを今ご指摘いただきました。それぞれの県にはそれぞれのいろいろな歴史があったと思います。それを言ってもしょうがないので、基本的には宮城県といたしましても、地域医療整備課のほうにおきましては、自治医の先生を含めて、あるいはドクターバンクを設置したりとか、地域で大変お医者さんがなくて苦しんでいる病院に対してそういう支援体制というのはとっていただいておりますので、そういった観点で当病院もそういうお医者さんの派遣ということをいただいておりますので、一定程度そういった努力をしているというふうに認識はいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） まあそうですね。それなりの努力はいただいておりますものと思うんですが、やはり余りにも隣県との違いにちょっと驚いておるわけでございます、またもう一つ、

最近県は入院患者の在院日数も見直しを行っているようでありまして、これは私は非常におかしい話だろうと思っております。こんなのは県が決める話ではなくて、これは現場の医師に任せておくべきことだろうとそのように思いますが、この在院日数を決めるということにつきましては、どのような受けとめ方をしておられますでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 在院日数は、国の医療制度の中でもう日数が決まっていると、一般病院については、一番短いのですと、在院日数18日というのが今一番短い。うちの場合については、21日というふうになっています。看護師の数によってその在院日数が決まってくるんですけども、それでこれから国のほうではこの在院日数をもっと短くしようとしているというふうには聞いています。だから、在院日数が18から16とかという、医療費が高騰しているということもございますけれども、そういう格好で決まっているものですから、その中で各病院については患者さんをやりくりしていかなきゃいけないということでございまして、その辺については県としても、各一つの病院としても、今のところは何かともしようがないという状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ちょっと今、私新聞の切り抜きをどこかに置いていたんですけども、出てこないんですけども、たしか平均27日が26日に見直されると私はそのようにちょっと新聞で記憶していたのですが、これは病院、看護師の数によって在院日数が違うというのはどんなものかなと。私は病状によって本来違うべきものだろうとそのように思うのですが、多分事務長もこれまで病院内でそういったトラブルというのはありませんでしたか。私の知っている限りでは、何件かが、このような患者を果たして退院させていいのかという患者も無理無理といいますか退院させられているというそういったケースをかなり私も聞いているんです。そういった意味では、看護師の数とか国とか県が決めるというのは、私は間違っていると思うんですけども、どんなものでしょうか。まあ町に言ってもしょうがないかな。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） 看護師の数というか看護のやつで看護師が15対1とか10対1とかという1人の患者に対しての基準があるんですけども、うちの場合は今10対1の看護基準をとっていると。これがもっと大きくなると7対1と、患者7人に対して看護師1人という状況になってくるんですけども、大きくなればなって看護師が多く必要になるというところについては在院日数が少ない。今一番少ないのは、さっき言ったよう

に18日の在院日数。それで、今議員が申したように、そのトラブルがないのかというと、トラブルは出ております。やはりある程度、1人の在院日数の平均なんですけれども、だから、検査をする場合については、検査1泊2日の検査もそれも1日の入院になりますし、30日入院している人もいるしというその平均が18日になるということなんですけれども、それで平均が18日を例えば超えそうになった場合については、やはり病院で調整をしないと診療報酬が下がるという今制度になっておるものですから、そういう格好で病院についてはいついつまで退院してくださいねというところはあると聞いております。うちのほうは、なぜそれが21日で済んでいるかということ、一つの対策として療養病床を持っている。療養病床に移していくと。療養病床については在院日数の基準がないというものもございまして。そういうことによって今慢性的に長くなる患者さんを何とかしなきゃいけないということもございまして、やっぱり一般病床だけ持っているとな今のような問題が出てくるというような状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） まあ大変医療を取り巻く環境というのはなかなか難しさもありますけれども、大変な問題があるようでございまして、ただいづれうちの病院でもいろいろ大変な経営状況でありますし、例えば透析治療におきましても、やはり一定のエリアにこれは透析というのは、後で後者も透析について質問がありますから余り深くは触れませんが、一定エリア内に私は透析の治療ができる病院というものが必要だろうとそのように思っております。そうした中では、やはりその辺はどこのやるのかというのは、やっぱり県がしっかりとした計画を出して、そしてしっかりとの方針を打ち出して行っていくべきだろうと思います。まあ隣の県と比較してもしょうがないんですが、うちの病院がこのような厳しい状況にあるのも、私は本来県が行なうべき医療サービスを市町村が行なっているとそういう捉え方をしても問題ではないのかなという感じがいたしまして、やはり医師の招聘も含めた県の支援というものをしっかりと取りつけていく必要があると思いますので、しっかりと県に働きかけてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 経営の環境も含めて、お医者さんのそういった招聘の問題も含めてですが、今村井知事、この間東京のほうに行って一生懸命陳情をしていただいたのは、医科大学の新設の件です。東北を特区にして、東北に一つの新しい新設医科大学をつくっていただきたいという要望を総務省、厚労省のほうに行って要望書を提出してまいりました。基本的に

は、先ほど言いましたように、どうしても宮城県内、医師の偏在というものが顕著でございまして、地域の病院になかなかお医者さんがおいでにならないという環境でございます。ある意味そういった臨床をしっかりと担えるお医者さんを育てる、そういった大学が必要だということでお話ししているんですが、我々も町村会を含めて、市長会もそうなんですが、やはりそういった体制がしっかり整って、そしてお医者さんがしっかりと地域の自治体病院のほうに派遣をされるということが大変将来的には望ましい姿になるんだろうというふうに思いますので、国会議員の皆さん方も連盟といいますか組織をつくってそういった後押しも今一生懸命やっただいておられますので、我々としてもその辺については大いにご期待をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 地域医療というものは、この地域にとっては絶対必要なものでありまして、ぜひ国・県に働きかけてしっかりとした経営がなされることを、またしっかりとオープンにして情報を地域住民にも知っていただくことによりまして、この地域間の病院の抱える問題というものを一緒に解決していければよろしいのかなとそのような感じがいたしておりますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

次に、2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

震災緊急雇用対応事業について町長に伺います。

平成24年度は、震災緊急雇用対応事業として35の各種雇用創出事業により706人の雇用が確保されました。25年度も継続して事業が行なわれるということでありまして、震災により仕事を失った地域住民も町を離れることなく、一時的とはいえ職につくことができまして、地域での生活再建への一つの足がかりになっているものと思っております。

しかし、震災から2年がたとうとしておりまして、町内の事業所も大分事業を再開してきております。そこで労働力が必要となってきましたが、先日町内39の企業が参加して行なった共同求人説明会には28人の人が訪れたそうです。その中でも、数人の就職が決まりそうということでございますが、そのほとんどが町外で働いている人が町に戻りたいということで応募してきたそうでありまして、緊急雇用対応事業は正規の仕事を見つけるまでのつなぎとしてあるものであると私は理解しております。いずれ打ち切られる事業でありまして、民間への労働力の移行がスムーズにいきませんと大勢の人が路頭に迷うことになりかねません。そういった問題を、どう民間への移行が行なわれるべきと考えておられるのか、その対応について町長に伺いたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目のご質問について答弁をさせていただきたいと思いますが、当町の緊急雇用創出事業につきましては、震災後の地域の実情に合わせた雇用の受け皿として短期の雇用機会を創出するために、現在単年度更新の震災対応事業と3年間事業継続し、その後委託先での雇用を目的とした生涯現役・全員参加・世代継承型事業がございます。先般、震災対応事業が平成26年度までの継続事業として決定したため、両事業とも事業終了は平成27年の3月末ということになりました。議員ご指摘のように、町内の事業所も国の補助事業等により再建したものの、労働力の確保が困難な状況であるため、ご指摘ございましたように町内企業39社による共同求人説明会、それから今年度より緊急雇用事業の委託先に人材育成分野事業所を入れて町内企業の事業再開後の即戦力としての労働力を養成する取り組みも行なっているところであります。

一方で、宮城県でも、沿岸部の雇用保険の被雇用者数がいまだ震災前を下回っている現状にございまして、震災から復興需要に係る短期的な事業増加などの要因があることから、一定の要件を満たした事業所に対し雇用創出補助金を交付するなどの企業への雇用面での支援も行なっております。

いずれにしても、当町が真に復興し、町民が安心して暮らすことができるためには、将来的にも安定した雇用の場が確保されることが大前提となりますので、企業の復興にあわせて緊急雇用事業の段階的な縮小を視野に入れながら、労働者のスムーズな移行ができるように支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 27年の3月末までこの事業が継続して行なわれるということで、一定程度はそれまでは安心して勤められておることだろうとは思いますが、この緊急雇用が何か民間に移行しないというその一番の大きな要因は賃金格差だろうとそのように思っております。

そういった中で、やはりこの辺を解消しない限りは、私は地域の人たちの感覚として、ぎりぎりまでやっぱり緊急雇用のままで進んでいってしまうのかなと非常に懸念される場所があります。そういった意味で、やはり格差を是正するような私は補助制度があってもいいのかなという感じがしますが、そういったことを国・県に働きかけるということはどうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変難しいと思います。基本的には格差のための補助とありますが、実際緊急事業で使っている財源そのものが国からの補助金でございますので、それをまた穴埋めするために補助金をいただくということについては、これはちょっと難しいだろうというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） 穴埋めという言い方をするとそうなんですが、私は決しているんな今言いました雇用創出事業の補助金であったりとか、いろいろなグループに対する補助金であったりとか、私は同じ捉え方だなという感じがしております。それは、名称によってはそのように穴埋めというとられ方もあろうかと思うんですが、やはり緊急雇用で働いている人を企業が雇用した場合は何らかの補助金を出す、そういうものであれば何ら問題はないと思うんですが、どんなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうなんでしょう。恒久的にそういったものを埋めていくといたしますか補助をするかということになると、これは非常に難しいことかなというふうに思います。あくまでもこの緊急雇用、一時的なものですから、その期間内はこれでいきましょうということでの制度でございますので、そういった中で走ってきたわけでございますので、そこはひとつご理解をいたしますか、確かにご承知のとおり、おっしゃるとおりなんです。大変格差があるということについては、我々も認識をしてございます。町内の事業所の時給約720……、最賃が685円ですので、大体今725円とかそういうことで今町内の一般事業所はやっていますが、基本的に今町で出しているのが840円です。そこにもう100円ちょっとの格差がございますので、そういった意味においてはやっぱりそういった緊急雇用のほうに、差し当たりそちらのほうでまず収入を得るというふうなご判断なさっている方々がいらっしゃるのかなというふうに思いますし、また先ほど39社の共同求人説明会ですが、あれも募集したいという数が170人ぐらいだったんですが、結局おいでになったのが28人ぐらいということですので、その辺でも大分まだまだ格差があるというふうに思いますし、それから町内の無料職業紹介所でも、大体今求人が約300人来ているんですが、求職を求めてきている方が200人ぐらいということで、その辺も大分格差があるということございまして、大変企業をなさっている経営者の方々にとっては、せっかく復興、国の制度、グループ化補助金とか使って事業所を再開しても、肝心かなめのそういった人が集まらないということで大変ご苦労なさっていることは私も耳にしております、何とかそういった復興に向けて人が何とかそろっていただけ

ないかなというふうな思いですが、まあいずれこれはお勤めになる方のご判断といたしますかお考えでございますので、町としてなかなか無理強いできないという現状もございますので、ある意味ミスマッチの問題もございますので、一つ我々も何とかその辺は解消できる手だてはないのかなというふうな思いでございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） しつこいようですけども、緊急雇用で時給840円、働いていますよね。それで民間に移行して725円、この差はちょっと計算できないですけども、この差額分だけ出せばいいんです。そうするとこの840円というのは丸々国は出す必要はないわけですから、決して二重払いでもないですし、そうではないのですか。私は、全然無理な話ではなからうと思うんです。ですから、あくまでも緊急雇用で働いている人を雇用した場合というそのような限定の補助事業、そのような捉え方をすれば十分可能だと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 緊急雇用の資金事業は、失業対策という意味合いがございますので、現に仕事についている人に対してはこの補助金は一切出ないというそういう制度でございます。ですから、民間企業のほうに就職されればそこで緊急雇用事業は終わりというそういう制度でございます。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） ちょっと余りかみ合っていないんですけども、違う制度を設けて企業に雇用した場合の補助を出すとそういうことを言っているのです。緊急雇用でそっちに差額分を寄こすというのではなくて、違う制度を設けて企業へ補助金を出すとそういうことを私言っているんですけども、無理ですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 趣旨はわかりました。ですけども、例えばそういった民間企業に移った場合、誘導して移った場合に基本給の差額分、例えば100円ぐらいだと思いますが、それを町としてやる場合にいかがなものかということと、それから当然それは3年で緊急雇用事業終わりますので、その後また元に戻るんです。その辺をどうお勤めになっている方がお考えになるかということ。

それから、もう一つは、さっき言いましたように、どうしてもお勤めになる方々は、今自分の選択肢で選んでそちらのほうへ行っていますので、そこがなかなか難しい。例えば石巻の

ほうでもよく言われるのですが、水産加工業に人が集まらない。やっぱりこういう手を汚す
というか、冷たい、寒い、そういうところには行きたくないという方々とか、それからどう
しても水産加工業となると海の近くで仕事をしますので、あの津波をフラッシュバックする
ということで、海の近くで仕事をしたくないという方々もいらっしゃると、これはハローワ
ークでお聞きしたんですが、そういうふうな問題がございますので、なかなか町としてそう
いうふうに誘導するというのも非常に難しい問題なのかなというふうな思いがいたしてござ
います。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） やっぱりかみ合っていないんです。誘導云々ではないんです。やはり
緊急雇用で働いている人も、このままでいいはずがないと思って多分やっていると思うんで
す。ただ目先の給料の格差があるものですから、本当は安定した仕事につきたいという人は
かなりいると思うんです。それがこれだけの格差があるものですから、まあ27年度ですか、
3年間は何とかして、その後は何とかなるだろうという人が私はほとんどであろうと思うん
ですけれども、ですからいろんな雇用に対しての補助事業とかありますよね。その一端であ
るという捉え方をすれば、何もこれは問題のある金出しではないと思いますし、町が誘導と、
あくまでもそれは仕事は個人が選んで就職する、選ぶ問題でありまして、それをやはりどう
しても手が汚れてだめな人はどんなにあれしても行かないと思いますし、やはり安定した仕
事につきたいという人だけでも、そういった補助を出して移行させていくべきだろうと私は
思うんですが、何ら私は問題があるとは思わないんですけれども、いかがですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に私725円と言ったのは、あくまで平均です。685円という最賃の
企業もございます。それから、800円をお支払いになっている企業もございます。そこをじゃ
あ全部同じにするのかと、事業所の賃金を。そのために補助を出すというのは、どうもなじ
まないのかなという感じが私はいたしますが、いずれ例えば雇用してもらえば雇用奨励金と
か、町としてこれまでもやっていたし、これからも、今もそういうのをやっていますの
で、そういうふうな制度を使っただけであればいいと私は思っているんです。ですから、新
たにそういうのを立ち上げなくても、そういうのを十二分にご利用いただければと思いま
すが、その辺ではまだかみ合わないんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） はい。確かにそれぞれ緊急雇用と民間企業とも格差があると思いま

し、民間同士でも当然格差はあって当然だと思います。ただ、その辺は一番高いところをとるか平均をとるかその辺はいろいろやり方はあると思うんですが、何ですか、さっき言った事業補助金は出しておるといことで、雇用した企業に対して、それは使い道は限定して、給料として使うとかとそういうことではないんですね。やはり私が言っているのは、給料のかさ上げを、そういうのをだめというからうまくこうやっていく方法はあるんじゃないかということを行っているんですけども、その緊急雇用のさっきの補助金でも、これはあくまでも給与の格差に補填してくださいというそういう使用目的を限定することはできるんですか。すればそれは問題ないと思うんですけども、どうですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私、今星 喜美男議員が言っているので、どうしてもこれは多分無理だと思うのは、基本的にこれまでお勤めになっている方々いらっしゃるわけですよ。例えば700円だったら700円でお勤めになっている方がいらっしゃる。その方々の給料は700円で、じゃ緊急雇用から移った人は840円になるんですかという話になるんです。これはちょっとできない話ですし、よしんば今までお勤めになっている方々まで全部じゃあ町で面倒見ますということは、数千人の方々にそういった財源措置をするというのは、私はこれは無理だと思うんです。

○議長（後藤清喜君） 7番星 喜美男君。

○7番（星 喜美男君） なかなかかみ合いませんし、ちょっと今これまで雇用していた人の分まで私も深く考えておりませんでしたので、そういった意味では非常に難しいということがわかりましたが、ただやっぱりその辺は町が誘導するというのではなくて、早い時期にこの緊急雇用の事業はそれで切れますよというそういう周知だけは徹底して行なっていただいて、やはり安定した職につくような指導はすべきであろうと思いますので、またその辺のことも含めまして、今後とも頑張ってもらいたいとそうようお願いをしまして、終わります。

○議長（後藤清喜君） 以上で星 喜美男君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番千葉伸孝君。質問件名、1、町民のための生活環境整備を早急に、2、学校の「防

災教育」による津波対策は万全か。以上2件について、一問一答方式による千葉伸孝君の登壇発言を許します。1番千葉伸孝君。

〔1番 千葉伸孝君 登壇〕

○1番（千葉伸孝君） 1番は議長の許可を得ましたので、町長に町民のための生活環境整備を早急にを質問いたします。

要旨は、1番、志津川・歌津仮設商店街は、中小基盤機構による5年間の事業によるもので、終了とともに解体されます。それ以後は、被災者がまた買い物弱者となります。この救済策と商店整備はです。

2番目は、まちづくり協議会商工再生部会では、志津川地区での商業のあり方、希望が議論されています。町内全域の高台移転の場所の生活用品、食料品の確保として、高台商店形成をどのように考えていくかです。

3問目は、現在志津川地区は旭ヶ丘団地下から小森地区までガソリンスタンド、量販店の建設、そして出店計画があります。歌津地区においても、管の浜から柘沢の国道45号線沿いに商店の出店があり、この2つの地区における商店の形成を今後どのように図っていくかです。

この3点とも、町民がこの南三陸町で今後生活していく上で一番大切な部分です。この3点を町長に伺います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、千葉伸孝議員の1件目のご質問であります。

町民のための生活環境整備を早急にについてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の中小企業基盤整備機構による仮設商店街についてであります。志津川・歌津両地区ともに平成28年度中をめどに解体される予定となっております。このため、両地区における商店整備については、幹線道路のルートなどを考慮いたしまして、住民や来訪者の方々にとって利便性の高い場所に用地を確保する予定であります。

ただ、商店整備に関しては、商店主による低地へのなりわい、高台に住居と二重の投資は厳しいというご意見もございますので、例えば各種補助金等によりまして、商業施設を整備し、各区画にテナントとして出店をしていただくというようなことができないかなど、いろいろなさまざまな手法によりまして検討していかなければならない重要な課題だと認識をいたしております。

次に、2点目についてであります。現在の計画では町内20地区28団地の防災集団移転促進事業が予定をされております。これらの高台住宅においては、生活用品など各地域で需要が

多い商品等につきましては、日常の生活に不便がないよう各高台に必要なというふうに考えております。

このうち、これまで商店街を形成してきました志津川地区と伊里前地区につきましては、それぞれのまちづくり協議会において将来の商店街形成や高台における商店のあり方について話し合いが行なわれているところでありまして、町としても住民の方々のご意見を参考としながら詳細な設計を進めていくこととしておりますので、利用者の利便性も考慮の上、店舗兼住宅の立地や公共用地を活用した共同駐車場等の整備などを検討してまいりたいというふうに考えております。

また、志津川地区と伊里前地区以外の防災集団移転事業を行なう高台につきましては、店舗などの経営を希望される移転者の方の意向を伺いながら、地区ごとに支援策を検討するというようにしております。

次に、3点目のご質問でございますが、志津川地区における商店街形成は、土地利用計画にあるとおり、国道45号と国道398号の交わる部分を中心に商業・観光ゾーンとしておりますので、この区域をできるだけ早い時期に土地区画整備事業による整備を終え、仮設商店街の解体時期前に移転後継続的に商売ができるよう施設整備をする考えでございます。

歌津地区に関しては、伊里前地区に引き続き商店街を形成するとそういう予定でおります。したがって、ご質問の2地区については、商店街だけではなくて郊外型の量販店等が形成されるという認識であります。今後まちづくり計画の中でも検討していかなければならないものと考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 東日本大震災から2年を迎えようとしている現在、ようやく町内にコンビニ営業が始まっています。仮設商店街は、町民の日々の生活用品、食料品を買い求めるには種類もなく、競争原理が働かない、町民にとっては高い買い物となっているのが実情だと思います。今町長のほうから1問目の答えについて28年度中の解体と。その解体に当たって、今後の整備に関しては、志津川市街地においては45号線と398が交わる場所を商店用地として開発していくと。それがいつごろなのか、町長、今それ答えられたら、いつごろをめどにそれをしていくのか、それをお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 現状として、1期目分のかき上げとして平成26年度にできればというふうに思いますが、明確にこの時期ということについては、なかなかお話をできるということ

にはないというふうに思います。ただ、いずれにしましても、先ほど今平成28年度中で解体というお話をさせていただきましたが、ただそういった商環境が整う場所がまだ整備されていない、そういう状況の中で平成28年度で終了するという事は、なかなかこれはいささか乱暴だなというふうな思いがありますので、そこは中小基盤機構の部分につきましては、改めて私どものほうとして、環境整備が整うまでは今しばしの延長ということでお願いせざるを得ないのかなとそういうふうな考えでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今現在、南三陸町市街地に関しては、買い物の場所がないということが現実にあります。多くの町民が登米市まで買い物に行っているというのが実情であり、また登米市に転出が続いている理由は、買い物の場、雇用の場、住宅建設の場があることによるものと私は思っています。今現在、住宅建築が今後27年度まで整備されるというような方向で町は進んでいます。そこから住宅が建っていくと。今町長の市街地の商業用地整備に関しても、26年度に都市計画の区画整備が終わっても、そこからですとまだまだ商店というのはなかなかスタートするには時間がかかると思います。そういった買い物、雇用の場が何一つ見えてこない中で、やっぱりそれにかわるものが私は必要と思いますが、それに関して町長な何か良案があったら教えてください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に今買い物弱者というお話であります。そういう部分も当然あるというふうに認識をいたしております。しかしながら、今さんさん商店街の方が約30店舗前後ですが、そちらのほうにお店が出ておりますので、そういった方々もとにかく本設に向かって頑張りたいということで今一生懸命営業活動を展開いたしておりますので、そういった分野も我々としてはしっかり後押しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） それでは、町のほうにお聞きしたいのですが、さんさん商店街、志津川と歌津の仮設商店街、中小基盤機構で整備した部分に町民の買い物客という人の流れはどれぐらいを町のほうでは想定しているのか。私は、それに関して、町内いろいろと回ってみました。しかしながら、仮設商店街の意味合いは、やっぱり観光支援の方々の場でしかない私は思っています。そういった中で、町長が今現在仮設商店街で買い物の場、あと高台にも何店かはあるんですが、なかなか南三陸町の仮設住宅に住んでいらっしゃる方の納得できる買い物ができるかというのは、私は無理だと思います。そういった中で、仮設商店があるこ

とでよいと、今外に買い物に行っているのはしようがないと、こういった部分で町としてはいいんでしょうか。やっぱりその対策、仮設商店街がなくなってから、28年ですか、なくなってから整備、それまでの期間の買い物で困っているお年寄り、あと車弱者もありますが、その辺の対策、今現在ないということですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 言いましたように、なくなってから整備ということではなくて、そういった28年度という一応制度がございますので、新しく商店街形成できるまでの間買い物に困るといってございますので、できれば延長を我々はお願ひしていかなるを得ないだろうというふうに意識をしております。今商店街にどれぐらいの人が入るかというのは、私もちよっとつかんでおりません。産業振興課長、わかれば、もし。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 仮設商店街への入り込みに関しましては、議員がご指摘のとおり、どちらかというと休みの日に観光客のほうが多く入っているのが実情でございまして、私どものほうでそれを、入り込み客数を詳しく調べた経緯はございませんが、数店の商店の方々から言われますと、地元の方はおおむね2割から3割ぐらいだと、そういうようなお話は承っておりますが、詳しい数字は把握しておりません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 把握していない。なかなかこの辺は難しい部分だと思います。しかしながら、私は町民の人に聞きます。仮設商店街に買い物に行っていますかと。それを聞くと、散歩で行っていると、たまに行っていると。しかしながら、若者、あと家族、それで行くのはやっぱり近隣の市町の大型スーパー。その辺にやっぱり買い物に行っているそうです。前にも特別委員会でも話したんですが、やっぱりこの冬は雪が多かったということで、やっぱり隣町まで買い物に行くにはなかなか大変だと。やっぱり危険も伴っているし、油も高騰している現実の中で、だから何とかこの町にそういった買い物の場があればと思って私は今回の質問にこの内容を町長に聞きたいと思って質問しています。

あと、町長もわかっていると思いますが、ちょっと南三陸町内のグループ事業を含め、いろんな形の一般の事業所が頑張っていることをちょっと話したいと思います。

今7次のグループ事業申請が行なわれていますが、6次までたしか南三陸町では100店以上がグループ補助を受けられていますが、なかなか再建がなっていないというのが実情です。その原因に関しては、やっぱり建てる場所がないというのが現実だそうです。建てる場所さ

えあればすぐ建てたいと。しかしながら、今この町は、低いところは全て津波でもう壊滅的な状況で、まして地盤沈下、そして建築の規制、危険区域ということで建てられない状況になっていますので、その辺がなかなか難しく、グループ事業を通して何千万円というお金を手にしても、それを活用できないというのが私は実情だと思います。

そういった中で、石巻市が今回の3月の予算の中に高台のほうに工業団地移転の予算を今回組みました。20ヘクタールだそうです。それはなぜかという、企業が、石巻市、グループ事業が通っても建てるところがないと企業が石巻市からほかに出ちゃうと。まあ内陸のほうに出ちゃうと。そうすると、町の税収が減少する。これが一番の課題点。あと、雇用の場も少なくなる。この辺が問題として挙げられていました。こういった問題に関して、私は以前に町も商工会で第2工業団地整備を今何とかしたいということでアンケートをとっていました。そして、そのときに商工会では行政のほうにも第2工業団地の件はぜひ町のほうにもお願いするという話で話したそうです。しかしながら、その辺がなかなか私は姿が見えてこないのが現実で、石巻では104社あって4分の1、20社ぐらいをその高台移転に移すということ、大体今後の方向性で決めて予算づけました。

私は、前回第2工業団地に対しての町長の質問では、やっぱり住民の高台移転を優先したほうがいいんじゃないかというような形の話を町長に訴えました。そのときに今こういった問題が発生しているという現実を考えれば、やっぱり高台移転と並行して第2工業団地整備もこれもするべきだと思いますが、町のほうでそれはどのように今後していくつもりか、その辺、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 以前に高台への商工団地の要望というのを産業振興課のほうに提出された経緯もございます。当課としましては、今議員もご承知のとおり、まずは高台で造成計画をしている住宅団地、これの戸数確定を見きわめながら、そういった部分についても並行して検討していきたいというふうには考えてございます。

また戸数確定までには、個別の住宅の高台移転ですが、まだ若干時間がかかりそうですので、そういった部分も踏まえつつ、その第2商工団地についても並行して担当課と協力しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 高台移転の戸数、意向調査なんですけど、今復興推進課長のほうから話が出たので、それに関して、ここ1カ月ですか、いろんな場所を回ってみました。とりあえず

意向調査が一番最初に出したままで、そのまま以降伝えていない。あと、そのほかに意向調査を出さない。出さないけれども私は南三陸町に戻りませんと、そういう方が多々あった中で、意向調査が確定しないうちはこの第2工業団地も進まないというような今の内容に私は受け取りました。意向調査、果たしていつまで復興推進課はまとめて、今後の前へ進むためのこういった第2工業団地とか商店形成も含めて、どのようにじゃ考えていくのか、町長、お聞きします。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 高台の意向の調査につきましては、2月22日をめぐるといふことで住民の方々には周知をしてきたところでございます。今最初の詰めの段階ということですが、全体的な戸数につきましては、現在のところは当初計画を若干下回る程度という状況下でございます。そこの部分を今見きわめつつ、高台の造成の災害公営住宅、あるいは個別の住宅地、そこのフレームを確定した上で造成計画をつくっていきたいというふうを考えてございますし、その中で高台のいわゆる造成の適地として余裕がある、出てくるのかどうかとそういった見きわめをしないと、なかなか次のステップには踏めないという状況でございますので、その点についてはご理解いただきたいなというふうに思います。

なお、当該商工部会の要望を受けた際も、まずはその部分、住宅の部分を見きわめないと次の部分に踏み込んでいけないということをご理解をいただいているところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） できれば意向調査、目標を定めて、それまでにちゃんと把握できるように、やっぱり足で動くことも私は必要だと思いますので、その辺を行政に提案して、一日も早く住民の意向、100%は無理でも、99%ぐらいまでに高めるような形の行動を行政にはお願ひしたいと思います。

今回の質問の中で、商店の再建というものに関しては、やっぱり雇用というようなものも生まれてくるようなはずだと思います。前者も話したように、共同求人説明会、これがありましたけれども、なかなか働き手がないという現実があります。これに関しては、前者も話したように、町のつなぎ雇用の部分がありまして、この事業が今先ほど町長が話していたのは、あと3年間で終わるといふような話、先ほど私聞いたように思っています。現在、今回も予算の中に盛り込んであるのが、この事業による雇用が590人ありまして、予算は14億9,500万円があります。いつまでももちろん国からのこういった補助があるわけでもないということ

は、先ほど前者と町長のやりとりでもあったとおりでと思います。こういった面からも、今後この3年間のつなぎ雇用が終われば、今年度予定している499人、これが地元の雇用を考えていくはずだと思います。その場合に、この町の中にその働く場があるかということが私は疑問なんです、その辺、今後どうでしょうか。3年間でつなぎ雇用が終わる、そしてこの950人、これが丸々民間の企業に行ったとき、その受け皿としてこの企業がそのころあるんでしょうか。その辺、町長、お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まあ現時点としての雇用の問題と、それから今お話しになったように、2年、3年先の雇用の問題がございます。多分今の状況の中では、なかなか民間企業には残念ながら求人をして人も人が集まらないという現実がございます。反面、今ご指摘のように、2年後に、3年後に、一体ここに雇用がどれだけ確保できるんだということについては、我々も正直申し上げまして先の見通しについてなかなか判断がつかないという部分がございますが、いずれ雇用をしっかりと確保するということがこれからの将来に向かって大変重要だということについては、十二分に認識をいたしてございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今町長が雇用の場の確保と言っていましたが、どんな形、どんな構想を描いて今後進めていく、町長の中にその構想というのがあったらお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然先ほども言いましたように、どんどん本設が始まっていくというふうに思います。そういった場所で雇用が確保できればというふうに思いますし、基本的には商工会でもなかなか被災をしまして新しく再建をするかしないかと悩んでいる方々もいらっしゃいますが、そういった方々のサポートも我々としてはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） この被災地、南三陸町の現状を見て、町が構想しているような議論でもって進むかということ、やっぱり私は現実的には難しいと思います。そういった中で、まあグループ補助のほうに行きますけれども、グループ補助に関しては、まあ今年度、来年度中というような県のほうで期間があります。そういった中でなかなかそれが進まなかったり工事が途中だったりしたら、明許繰越とか、あと事故繰越で二、三年、この事業を継続してもいいですよというようなくりはあるかもしれないですけども、なかなか土地がない限りは

このグループ事業、本当に私は難しいと思います。そういった中で、町はとにかく住民の住む場所を確保してまあ次に進むんだと言っていますが、本当に私は甘いんじゃないかなと思います。やっぱり高台移転を確保と同時に、町の土地があるんでしたら、そこをやっぱり造成にかけてでも、このグループ事業で何億というお金が通っていますので、この辺を有効に活用するために、町独自の土地を独自で造成するという方法は町長、考えられないものでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然更地の部分についてはかさ上げが必要になってまいりますので、そういったかさ上げをする土量を高台移転のほうから持ち込むということが町としての考え方でございますので、すべからく平たく全部をとということよりも、ある意味集中的にそういった例えば商店、あるいは水産加工、そういった方々が店を出したり、あるいは工場として再開をしたりというところは重点的にそういった部分のかさ上げは進めていくということは可能だというふうに思いますし、できればそうしないといつまでたっても進まないというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） この間の共同求人説明会の中、集まったメンバー、町長把握していますか。大体これから建築需要が伴っていく、その人たちが半分以上なんです。だから、いろんな部分が進んでからでは、その事業の人たちが土地を設けて工場を建てても、そのときは遅いというような状況があるんですけども、私が言っているのは、山手のほうに町の土地があったらそこを造成して、そこに工業団地をつくるべきだと私は提案していますが、この辺、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今ちょっと町の土地がどの辺にあるかというのは、私把握残念ながらしてございませんので、その辺は後で調べさせていただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 高台移転の問題に関して、被災直後いろいろやりとりあった中で、ひころの里、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ひころの里にはそれなりの機能がございますので、その場所という考え方はございません。ご案内のとおり、どの場所にお住みになりたいかというアンケートは

既にとってございますので、そこの中でひころの里に住みたいという方々のお答えはなかったということでございます。

我々とすれば、第2商工団地というのをつくるということにしておりますので、その辺の考え方はございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今の町長の答えですと、こういったグループ事業でやっている人たちが土地がなくて苦しんでいることに関しては、町としては何ら政策も対策もとらないというような答えでよろしいですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 町としては、これから復興計画にのっかってしっかりと対応していくということです。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 復興計画には第2工業団地とかその辺はなかったと思います。そういった中で、復興計画に基づいてやっていくという、話かみ合っていないけれども、一番は町に企業とかそういったお店、立地というのは何が必要かといえば、今町の税込、被災前の4分の1です。この税込を確保するためにも、私は雇用の場の創出と企業立地、その辺はもう欠かせないことだと思っています。町の町民の労働による税込、企業立地による売上高比率の税込、いろいろもろもろのものが町の税込のもと、根幹になっていることは町長もおわかりでしょうが、町独自の税込の確保のために企業立地、積極的に私は当たるべきだと思います。

ことしですが、志津川高校、地元就職は、男子が4名と女子が8名、12名です。この子供たちはやっぱり地元で家族のもとで暮らしたいというもとからこういった選択をしてこの町に残ったと思います。本当にありがたい、この子供たちのまあまちづくりに参加したいという意味合いが、よくこの子供たちにはあります。それでも、やっぱり企業というのは、県・国からの補助事業を受けた人たちには、被災者を雇用するに当たっても多額の助成金が出ています。だから、商店、事業所が再建して雇用すれば、企業にもメリットがあります。だから、それを活用して税込として町が受け取るためにも、企業立地が私は必要だと思います。それを私は今回の質問で訴えていくわけなんですけど、なかなかその辺が土地の整備とか云々ということがある中で、入谷地区見てください。自宅も家もどんどん建っています。しかしながら、この方たちは町からの支援なくして自分たちでやっています。それは、国からの補助とかそ

ういったことでやっています。そういった意味でも、町のやっぱり企業立地も含めて、土地確保も含めて、まだそういった観点から何も町長はこのまま復興計画に基づいていくということによろしいんですか。町長、その辺お聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来グループ化補助金のお話をしてございますが、基本的にはグループ化補助金に申請するのは土地確保した人しか申請できませんので、それが無い方々は申請できないというルールになっておりますので、ある意味グループ化補助金で出した方々が土地がなくて困っているということとはございません。そこはひとつご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） グループ補助金、その中身、確かに振興課長はわかっていると思いますが、あの時点でもって土地があって初めてグループ補助金提出できると、その辺あると思います。ただ、私も現実2分の1の補助金受けましたけれども、基本的には仮の土地を確保して、それをやってから申請したから、まあすんなり通ったという経緯もありますが、今事業所の方々がどこかに土地ないかということで困っていたのも現実であり、商工会のほうに第2工業団地を何とかしてくれということで頼んでいることも、このグループ補助金受けた人たちがあるんですけども、その辺、町長はおわかりですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、グループ化補助事業に関しましては、原則的に原型復旧が原則なんだそうございまして、これはほかの復興のための事業とまた一線を画しているんですが、申請する段階では原形復旧とはいうものの、従前あったところに復旧するだけじゃなくて、別なところに同じような事業をするためにということで、別なところに土地を確保する目星のついての方が応募するのであって、今議員が言われたように、本当はやりたいたいけれども土地がなくて困っているという方はこれは多分におられるかと思います。そういうことで、商工会のほうから、商工業部会のほうから第2工業団地の造成をお願いしたいというそういう方々が出てきたのは存じておりますけれども、何回も言いますけれども、グループ化補助の採択になってから、それでその土地がなくて困っているということではなくて、申請したいけれども土地の目星がつかないという方が若干ならずおられることは私どものほうで存じておりますけれども、現状でじゃ今すぐに私のほうでその土地を提供できるかという、その材料は持ち合わせてはおられないというのが実情でございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） こういったことを議会で議論していくと、どんどん復興がおくれていくと私は思うんです。やっぱり南三陸町はこれぐらいの被害を受けて全国が注目しています。この間もフォーラムでありましたが、南三陸モデル、それは国のそういった規制を外して、特区でも何でもとにかく規制を外して何かを言っていけないと、本当にこの町私復興しないと思います。引かれた線路の上だけで歩いたんでは、行政も住民も復興しないと思います。そういった形で町長は時間なく私は動いているものだと思います。そういった町民の声を中央に伝えるために私は動いているんだと思います。そういった中で、こういった住民が困っていることに対して、何ら町としては、グループ補助ではこうだからとか、いろんな制度があつてこうだからとか、その縛りの中だけでは私はなかなか復興できないと思います。その辺、もっともっと何とかなるように、町のほうでいろんな提案、方策を考えて、復興庁なり国なりその辺に働きかけていく、活用をしないと本当に南三陸町、私はなかなか早期復興は難しいと思います。早期復興なくして住民は戻ってきません。それは、町長も全てがもうわかっていることだと思うんです。だから、今与えられている既存の制度だけでは、再建は私は難しいと思います。そういった意味合いでも、町長が靴底を減らしてまでも、やっぱりそういったところを歩いて、やっぱり補助事業とかそういったのをどんどん私はやっていくべきだと思います。

あと一つ町長に聞きたいんですが、南三陸町に大型スーパーの出店希望があると、その話は聞いていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分でお話しさせていただきますが、この壊滅的な町から復興していくのは、我々は50年、100年先のまちづくりをしているというふうに思っております。したがって、短期でやるべきもの、中期でやるべきもの、長期でやるべきもの、それをしっかりと見据えていかなければいけないと思っています。目先のスピードも大事だというふうに思います。しかしながら、100年後のまちづくりを我々は今やっているという認識で取り組んでおりますので、虫食い状態で思いついたから、あそこに土地があるからここに何かやれ、あちらに土地があるからあそこに何かやれと、そういうのは将来的に本当に南三陸の町としてどうなんだと。私は、ある意味先ほど来お話ししていますように、復興計画をしっかりと立てて、町民の皆さんのご意向も聞いて、そしてつくったそういった復興計画に沿った形の中でまちづくりを進めるというのが大事だと私は思っております。

それから、大規模スーパー、中規模スーパーという話だったら聞いてございます。はい。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 中規模スーパー、どんな内容でしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 移転したいというお話で。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） どここの場所にでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 看板が立っていると思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） この答えに私驚きます。そういった簡単な答えで町長はいいと思って多分町民の方々に答えているんだと私は思うんですけども、違うと思いますね。やっぱり今買い物弱者がいて困っているというのは、状況の中でこれこれこうだから出店があるけれども、なかなかそれは難しいとかそういった議論になっていくのかなと思ったら、「知っています、あの場所です」。どういった、どこまで進んでいるのでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には町で出店計画をつくっているわけではございませんので、そういったスーパーが出店計画をつくっているのも、そこまで私どものほうにお話は来てございません。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 「私どものところに来ていない」と町長は言いましたよね。来ていないんですね。町長のところには来ていないんですね。じゃ、どこまで来ていますか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 副町長のほうには来ています。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 副町長のところに来ているということなんで、町長で答えられないのでしょうか。じゃ、副町長、教えてください。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 店名とか何かでしょうか。（「いや、内容」の声あり）いや、内容は、ですからさっき町長お話ししたように、まあ震災前に町内にありました中規模のスーパーが

再建をしたいということでのお話は受けてございます。ただ、そのお話、予定をしている部分が町の根幹をなす基幹事業とのかかわりがある、そこの調整について検討していただけないだろうかというお話は受けてございます。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） まあ町長じゃなくて、やっぱり町長は中枢の部分で端っこの部分は副町長というような形の今の中身だと思います。今の現実です。人口比とか世帯数比。そして、今この間たまたま用がありまして町民税務課に行きました。その課長の右側の壁にまあ人口の推移がかかっていました。そして、2月末現在ということで、その数字を見にいきました。

町長、その数字、幾らぐらいだと思いますか。2月末現在。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） 町長わからないならいいです。お教えします。一応2月末現在で1万5,147人、世帯数が4,847人。これは、その担当部署である町民税務課長、いつもここに置いて推移、それは受付のほうから回ってくるから、そういった転出、また転入、それを把握するためのものが書いてあるんだと思います。しかしながら、この掲示されている数字というのは、広報にも人口推移、あと世帯数の推移で載っています。しかし、これは現実には私は違うと思うんです。南三陸町に住んでいる人たちの数ではないと私は思っています。まあ被災した町民の死亡、不明、流出数があります。それも減った人口、世帯数を町民税務課では書きとめていました。約ですが、南三陸町から今町外で暮らす方の世帯数と人数、大体ですが、ちょっと計算してみました。大体ですが。現在南方に350世帯、横山に100世帯、柳津に30世帯、あとみなし仮設、これが90世帯、全部で1,380世帯が町外にあります。その数も含めて4,847世帯ということだと私は認識しています。そして、1世帯当たり2.5人と換算すると、3,450人の人が町外にいます。それを差し引くと、現在、1万1,697人、これも約です。あと、世帯数も3,467人。これが今南三陸町内における人数と世帯数だと思います。そして、結局住民票を志津川に置いて隣町に暮らすという方もありますので、これはいいとは思いますが、しかしながら、この10%の方々というのは結構大きい数字だと私は思っています、この人たちが町から出ていくということは、すごい町の存続、税収の面から考えても大変だと思うんですが、その辺を何とかクリアするためには、一日も早い企業誘致とこういった商店の進出に対して町は協働で行なうべきと思いますが、この人数の関係と今副町長が話していた、町長が話していた中規模ですかね、このスーパー店の進出、この辺の関係が微妙に私は強く町の将来像を描くのにもうふさわしいような町の商店形成が、今現在町が考えているあの場

所よりあっちのほうがいいんじゃないかということの構想が私にはありますが、あくまでも町長は志津川市街地、4メートルしかかさ上げしない志津川市街地商工用地、あそこに建設を今後も復興計画どおり進めるということの判断ですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 商店街形成については、私どもとすれば45号線、398号線の界隈に再度つくってきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今、副町長のほうからさっき答えられました中規模のスーパーなんですが、この辺も多分副町長の耳には入っていると思うんですが、被災前には20人の方を雇用していて、スーパーが被災した後もその人たちは、人災もなく、スーパーとしては、そのまま近隣のスーパーで雇用なさって志津川からスーパーに通っています。そして、今後副町長に伝えたというスーパー出店の内容は、地元商店をテナントに受け入れてやりたいと。雇用も60人から70人を考えていますと。そして、スーパーの話なんですが、今までこの南三陸町、志津川で多くの町民の方に私たちは育てられたと。商売もうまくいってきたと。このご恩に報いたいということで今回多くのリスクを抱えながらあそこに出店をぜひさせてもらいたいというような考えですが、この事業所、企業のこの考え方、町長、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのスーパーが出店したいというのを我々拒む何物もございません。どうぞ出店していただければ、町民の皆さん方の利便性が高まるということですので、我々としてはぜひともご移動いただきたいというふうに思っております。

ただ、問題は、土地の問題等々ございますが、私どもとすれば、そういった方々においていただくことについては、全然構わないと。ただ、本音を言わせていただきますよ。本音を言わせていただければ、仮設であれば我々としてはうれしい。本設ではなくて仮設であればうれしいんですが、しかしながら、今あそこの398の近くにいろんな本設の商店、それからスタンド等ができておりますが、でき得れば将来的に45号、398号、そこをやっぱり商業あるいは観光の中心地にしたいという思いがございますので、できれば今は仮設でそちらに建てていただいて、将来的に本設で町のほうにお戻りをいただけないかなというふうな思いが本音としてはございます。しかしながら、企業も今仮設も本設もそう建設費が変わらないということですので、本設でそちらのほうに建てたいということでしたら、我々は全然構わないというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 本設じゃないと認めないというような話ですよ。仮設だったらいいけれども、本設だったらだめだということですか。はっきりその辺。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いや、お話の聞き上手になっていただきたいんですが、本音で言えば仮設でつくってもらって、将来的に商業ゾーンができたときにそちらで本設になってもらうのは本当はいいんですが、しかしながら現状を鑑みればそうはいかないだろうということで、そちらのほうに本設で建てるのもやむを得ないだろうというお話をしているのです。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） ありがとうございます。まあいろんな私も町民からそういったスーパーの進出を何とかしてくれということで、いろいろ相談に乗って、この話に関しても、そちらのほうから何とか建てたいんだという話は聞きました。そして、建設に当たっては、ぜひ住民の意向も多いことで何とかしたいということで、今回の一般質問の中でやると話していました。そういった中で、きょう多分インターネットでこの町長の発言を多分聞いていますので、そういった方向で本設という方向で動くと思います。その辺はあとはスーパーさんがやることなので、町はでき得れば協働してやっていってもらいたいと思います。ただ、町長は、今の答えですと、ただそのスーパーが建つだけみたいな考えを持っていますけれども、そのスーパーが建つことによって雇用も生まれるし、あとなかなか商店が再建できない、そして中小基盤機構のあそこも3年で終わる。そういった中で、そういった商店とも連携して、コラボして、人の集客をぜひ利用して一緒にやっていきたいと思いますというような考えでもってできれば、さっき恩を返したいというのは、南三陸町の復興ためにやりたいと、お手伝いしたいという方向なんで、その辺はただ単にそのスーパーが建つとかそういった感じのものではないことだけは理解してください。

副町長、お聞きになったんで、いろんなところにそのスーパーが建っているのはわかるでしょうけれども、美里町、ここの話をしたいと思います。美里町にやっぱり大型、中規模スーパーですか、建ちました。その建った場所は農振地域であり、農業振興の土地である縛りがありました。そういった中で、何とかここに建てさせてくださいという話を町長と話したそうです、美里町の町長と。そのときに、農業振興の土地をスーパーさんのために貸すんなら、それなりの見返りを私たちに欲しいとそういった話があったそうです。やっぱりどこの自治体も、1次産業、農業はどうしてもなかなか難しいと。難しいというのは、経営的にも難し

いし、実入りも少ないと。そういった中で、その農振地域を活用するからには、その農業者の所得を上げることも視野に入れて、今宮城県内のスーパーに美里の産品を置いているそうです。そして、美里町の支援をしています。もちろんスーパーの中には美里町の農家でつくったものも置いているスペースがあります。ただ単に本当にスーパーが建てばいいなんて私は思っていません。地元の企業が大きいスーパーを出してそこでやるのであればそれでいいと思います。そういった余力がこの町の被災した商店にあるかというとならないからテナントとして入ってもらって、その事業所がまた復活する元金をそこで働いて今度志津川市街地に商店形成がなるのであれば、その資金を今何とか稼いで働いて、その建設資金をつくるためにも、一旦5年でも3年でもそこにテナントとして入って、その中堅スーパーと言われるそのネームバリューを逆に利用して集客を図ってもらい、お客さんが流れるような環境をつくってもらえると私は信じていますが、この辺の町にとってのプラス面、町長はどうお考えですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まあご高説は賜りましたが、先ほど言いましたように、そういったそのお名前出していませんが、そういうスーパーが来ることも別に構いませんし、ほかの大手のスーパーがおいでになることも何ら変わらないと。私どもとしては、受け入れていきたいというふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 千葉議員のお話を伺っていますと、当該事業所が町の復興の命運をというぐらいの大変期待感の大きいようなお話でございますけれども、私ども、小さい規模の事業所であれ、大きい、雇用、それから町の復興、復旧、そういったものに対する貢献というのは、いささかも変わらないだろうということでございまして、それぞれ規模の大小にかかわらず、それぞれの事業者のご意向、そういったものを把握しながら、対応できるものは対応をきちんとしていきたいということで考えてございますので、そこは確かに規模が大きいということになりますと雇用の問題があるかもしれません。その辺の違いだけだろうというふうに考えてございます。

それから、お話、私2度ほどお会いして伺ってございます。先ほど町長が申し上げておるように、町としてもともと既存の商業施設でございますし、当然地域住民の利便性を考えますと、あってよしとすべき施設だろうというふうに思っておりますので、そういった改めて再建をされることについては、いささかも町としては別にそのことに対して思いはございま

せんけれども、ただ町側も既に土地利用計画を出してございます。当該事業所の計画は、それを大きく変えなきゃ可能とならないような計画で一応土地利用のお話をいただいでございまして、そこは今千葉議員がお話のように当該事業所の話だと、我々この町に貢献していきんだ、恩返しするんだ、それから町民の利便性を確保するんだというお話を添えてお話を伺ってございますけれども、それはそれとして十分我々も理解をしながらも、町の復興計画の根幹をなす事業とのかかわりの中で協力できるもの、今美里のお話ございましたけれども、そういったお話も承っております。それは事情と内容が違う話でございまして、いずれにしろ当該事業所の計画について町の計画との整合性なり、そこの調整については十分検討させていただきたいということでこれまでお会いをしてお話しさせていただきました。以後、担当課で真摯にいろいろ検討してございます。

結果については、先週当該事業所のほうに町としての考え方についてお話しをさせていただいてございますので、その上で当該事業所が土地利用のあり方、それから出店計画のあり方について、双方がやっぱりお話し合いをしていかなきゃないと。そういう当該事業所だけの理念といいますか考え方だけでもって町の根幹となすべきものを変えるわけにはいかないということもしっかりお伝えをして、その辺の事情についても明確にお話しをさせていただいておりますので、もしお会いする機会ありましたら、その辺も承ってもらえればというふうに思いますけれども。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 副町長の答え、まあ真摯ですばらしい答えに私も次の言葉が出なくなっていますが、今あそこの地域に当たっては、県の合同庁舎が建っていました。それも被災して今回解体されて今更地になっています。先月の復興市、あそこの場所を県から借りたんだと思います、あの場所を使って復興市をやりました。また、盛大な復興市、開催されたようです。そういったあの場所の有効利用ということを私は思います。先般、県会議員団が町においでになって、とにかく被災状況の確認と今復興への姿の視察とその辺していった折に、その県会議員団のほうに、県の合同庁舎の跡地どうするんだと言ったらば、町のほうで有効に活用できるならば使っていただきたいと、まあ県会議長が、県会議長じゃないですね、県の議会のトップが言ったわけじゃないので、その辺はまだ正確性とか間違いない答えだとは思わないのですが、その辺、町のほうの有効利用、町の町民全体のため、行政じゃないですよ、町民全体のためにプラスになるのであれば、あそこは使ってくださいという話を受けました。そういった観点から、今副町長が町の計画、それは志津川市街地の高台移転の横断

道路があそこの土地にかかるわけです。一番最初の設計内容のときには、その横断道路の設計がありませんでした。まあ副町長も前向きにということで答えたということは聞いていますが、その後、まあそっちのスーパーさんの県内多くに建てているので、とりあえず被災地でも南三陸町だけじゃないと聞いています。そういった中で、国土交通省から河川堤防の位置、398号線の位置、その件を把握して、その情報をもらった上で副町長のところに図面を書いて持っていきました。副町長は、1回目のときは前向きに考えましょうという話でした。その後になかなか答えがないのもう一回行ったらば、ここには高台移転横断道路ができますと、なかなかこの計画どおりはいきませんよという話でした。そういった中で、県の合同庁舎跡地がああいった形になって更地になりました。あのまま更地にしていたら復興の姿は見えないと思います。あの土地を活用して、地元商店と一緒にあそこでコラボして、人が集まる集客の場所を私はあそこにつくることを提案したいと思います。何もスーパーだけのことではありません。商店が今あそこの6メートルから4メートルにかさ上げとなった商工用地に、6メートルになっても私はあそこに行かないよという店主が多いです。そういった中で、志津川市街地の活用、4メートルだけのかさ上げで果たしてこれが復興計画どおりいくでしょうか。企業立地、被災した事業所があそこに建ちますかね。私は、あそこに建てられないから、第2工業団地を求めているのが現実だと思います。だから、今被災地の都市計画、それも含め、町の復興計画、果たして町長はさっきから復興計画どおりに今進んでいると言っていますが、それ間違いなく今復興計画どおりいっているということなんでしょうか。その辺、簡単でいいです。

○議長（後藤清喜君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 住宅も含め、そのような認識でいます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） まあ町長の認識は津波の想定と同じ当たっていない確率が高いので、その辺は認識ということで逃げ場をつくっていることだと思います。はっきりした答えではないと思います。とりあえずもう2年目を迎えようとしています。亡くなった方も3回忌、今迎えようとしています。そういった中で、確かに基礎瓦れきとって、市街地は間違いなく片づいて整理されているなど。しかしながら、復興の姿が私は見えないと今の市街地にはそう感じています。そういった中で、旭ヶ丘から小森地区のあの復興の姿は何なんでしょうか。やっぱり早く皆さん事業をしたいんです。やっぱり買い物に行く場所が町民は欲しいし、利便性を求めているんだと思います。そういった中から、町の商店出店、そういった商店のプ

ラスになるような考え方であそこを開発するという考えは、町長も基本的には市街地の商工用地に何とか皆さん来てもらって、あそこでしたいんだという、この思い、それは確かに私も伝わっています。しかしながら、なかなか難しいという、商店主、事業主の再建にはあそこは難しいという考えの声を私は多分に聞きます。だから、何とか土地がないのかということと私は相談されます。そうした意味合いで、何とか第2工業団地、町の土地何とかならないのかとか、何で商店の出店に対して消極的なんだとか、その辺を今回質問させていただきました。しかしながら、町長の答えはとにかく「いいですよ。いいですよ」と。しかしながら、復興計画の中がありますと。そして、そっち側サイドに立てば、やっぱり狭くなった分何とか町のほうにお願いしたいと。やっぱりこの食い違いがある中で、復興への姿をできれば私は町のほうに協働してやってもらいたいと思います。その辺が住民、商店主、その辺も喜んでくれると私は思っています。まあ一部の人には思っていないかもしれないですけども、そういった中でこれはぜひとも前向きに早急に、何とか協力しますので一緒にやりましょうぐらいの声を町のほうからかけてもらいたいと思います。一番なのは、南三陸町が今なかなか復興の姿が見えないに当たって、こういった市街地があそこに、すし屋さんを初め、自宅も建ってアパートもあります。スタンドもあります。今度はドラッグスーパーも出ます。そういった中でスーパーも出ます。100円ショップも出ます。そうなったらやっぱり町民喜んでくれると思います。生活環境が整っているから、今登米市にみんな移行しているけれども、そういった生活環境、買い物の場でも確保できれば早くこっちに來たいというような考えを持つと思いますので、ぜひその辺、その中堅のスーパーと行政一体となって、あその土地開発、そして中小基盤機構の仮設商店街終わります。それと一緒にコラボであの辺の発展、復旧・復興、その辺町にお願いしまして、1問目の質問を終わります。

続いて2問目の質問に移りますが、議長、よろしいでしょうか。（「どうぞ」の声あり）

2件目に入ります。2件目は、教育長にお聞きします。

学校の防災教育による津波対策は万全かについてです。

1番目の質問に、町内の小中学校での命を守る防災意識の向上を図るための教育委員会の学校防災の取り組み対策とはが1点目です。

2点目に25年度、2学期から名足小学校は津波浸水の被災した校舎で授業が始まります。学校の環境整備と津波対策はということです。

3問目に、教職員の津波防災への取り組みと被災地での教職員の精神面と教育環境は厳しく、その対策はです。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 千葉伸孝議員の2件目のご質問、学校の防災教育による津波対策は万全かについてお答え申し上げます。

未曾有の大震災から2年の月日が流れました。この間、多くの犠牲者を出した大地震、大津波からいかにして自分自身の命を守るかについてが、地震国日本の全ての人々の共通課題となりました。この教訓から何を学び、何をどうすることによって、二度と犠牲者を出さない災害への備えとなり得るかを、震災後、教育委員会といたしましても、その対応策を検討してまいりました。

千葉議員の1点目のご質問であります。当町の小中学校の防災対策、防災教育のあり方につきましては、まさにこの基本であります命を守るためにどうあればよいのかをテーマに、これまでも種々考えをめぐらせてまいりました。

今年度の学校運営のシステムにおきまして、県の配慮によるところの防災主任が全ての学校に配置され、また町内1人の防災担当主幹教諭もあわせて配置されましたことから、この学校防災を主体的に担当する先生方で構成する南三陸町小中学校防災教育計画作成委員会を立ち上げ、町内の小中学校の防災体制の構築と防災教育の整備を図るべく、約8カ月間の研究検討を経て、今般南三陸町立小中学校防災マニュアルを作成いたしました。

これは、災害時の学校内部の対応だけではなく、避難所となった場合の町民への対応の仕方なども盛り込まれているほか、防災教育の観点からは、みずからの身を守り、乗り切る力、知識を備え行動する力、地域の安全に貢献する心、安全な社会に立て直す力、安全・安心な社会づくりに貢献する心の5つの目標を掲げ、発達段階に応じた体系的な教育を施すこととしております。

子供たちが、いつ、どこで、どのような災害に遭遇しても、自分の命は自分で守る、このことが確実に実現できるよう、指導してまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問であります。名足小学校の復旧につきましては、津波が校舎2階まで到達したという現状の中での現地再建としたものですが、校舎の躯体に問題がないことと、校舎裏の高台に避難することで子供たちの安全が担保される判断から決定したものであります。このことは保護者あるいは地域の方々にもご理解をいただいているところでございます。

現地再建に当たってのさらなる安全確保という観点からは、生活する時間が多い普通教室を

全て2階に配置することとしたほか、校舎2階裏からの避難経路を増設し、さらに体育館裏から町道への避難階段も設置することといたしました。万一の場合、短時間で安全な場所に避難できるよう動線を確認しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3点目のご質問、教職員の防災教育の取り組みということですが、教職員は災害から児童生徒の命や身体の安全を守るために、防災に関するみずからの意識や対応能力、そして防災教育に関する指導力を高めなければなりません。そのためには、学校や地域の実態に即した実践的な研修を行なうことが必要となりますが、この件に関しましては、今年度におきましても、各学校ごとに立地条件に応じた避難訓練等を実施する中で、事前、発生時、事後の3段階の危機管理能力の向上を図っております。

また、指導力向上のために防災の専門家を招聘して、防災教育講演会も実施いたしました。今後も継続して教職員の防災意識と実践力を高める研修の場を設けていきたいと考えております。

震災でみずからも被災者である教職員が多数おります。しかしながら、そのような大変な状況の中であっても、教師としての使命に燃えて子供たちのためにみんなが一生懸命頑張っております。

教育委員会といたしましては、子供たちと同様に教職員の心のケアに対しても、しっかりと目配り、気配りをしていきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回、防災マニュアル、こういった黄色い表紙でもって作成されました。中身を一通りさらっと見てみたんですが、非の打ち所がないぐらいすばらしく細かい字でびっちり書かれてあります。なかなかこの辺把握するのは、大変だと思います、先生方も。この全てを把握したら、どこに行っても津波対策には、防災対策には対応できるのかなと感じました。そういった中で、今回のこの防災マニュアルに関しては、「名取市校長会・教頭会で作成された防災マニュアルを参考にさせてもらっています」と、発刊に当たっての教育長の言葉の中にこうあります。しかしながら、南三陸町も津波の多い町であります。南三陸町の地形や集落形成は、この防災マニュアルに考慮されているのか、その辺お聞きします。

あと、生涯学習課のほうから聞いたんですが、あくまでもこれは教員に配布するとの話でした。父兄が集まったときとか、PTAの会議のときにこういった形ですと話はするんでしょうけれども、なかなかその話の中ではこの防災マニュアルを把握するのにはなかなか難しいので、各地区のそのときのPTAの地区代表とかその辺にも配布する考えはないのか、その

2点最初にお聞きします。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 南三陸町小中学校防災マニュアルの作成に当たって、担当の教員が数カ月間かけて何度も会議を持って作成しました。その内容について、今議員よりお褒めの言葉をいただきました。ありがとうございます。

このマニュアルの作成に当たっては、議員がお話しなさったとおり、先進地区、名取地区のものをベースにさせていただきました。これをもとに当南三陸町の実態もこれに踏まえてつくっております。

ただ、これは各学校がそれぞれ置かれている環境が違いますので、学校の実態によってさらにこれを学校独自のものに仕上げたいというふうなことは、各学校には話しております。

それから、2点目のPTAの方々に対するこのマニュアルの配布につきましては、今のところは考えておりません。これは、各学校で必要に応じてPTAの会議だとか、それからいろんな各学校の独自のPTAの方を集めたいろんな集まりがあります。それとか、あとは各学校で避難訓練に際しての地域、保護者を巻き込んでいろいろな話し合いがありますので、その場で一応具体的に説明をしていただきたいとそうように考えております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 今回のようなL2という大きな津波が来た場合に、学校が全てなくなったときに、やっぱり残されている学校は、例えば入谷小学校とか、あと歌津中学校も大丈夫でした。そういった学校に当たっては、そういった被災した学校に対してどういった手助けができるのか、その辺も学校の中でぜひ先生方も議論してもらって、生徒を受け入れ、そういった形のこともこの防災マニュアルには記してあればいいのかなど。みんなでこういった防災の考え方の共有ということの意味合いを考えれば、そういった方向もこのマニュアルには必要なのかなということを感じました。やっぱり南三陸町は津波の多い町ですので、その辺もぜひ教育長、考慮に入れてもらいたいと思います。

そして、この間、ホテル観洋で国土政策フォーラム in 南三陸町が開催されました。主催町の代表として、佐藤 仁町長も出席されて話してパネラーに参加して、この町の実情を東北6県から集まった方、そしてまあ中央からも来た方たくさんいましたが、この実情をパネラーとともに、今後どう防災体制を構築していくかとのフォーラムがありました。

この中で、基調講演ありました。東京大学の地震研究所の助教であります。大木先生が「地

域で進める防災・減災対策～防災教育の発展～」と題して講演を行ないました。この中で、今防災教育という観点で今回は質問していますが、防災教育ということに対しても声高く講演で述べていました。

この大木先生は、震災後にたびたび歌津中学校を訪れていました。そして、そのときに講演で話していたのは、ハードの対策だけではなく、防災教育の力が必要だということです。この部分となると、やっぱり教育委員会の管轄の中で、先生方、子供たち、あと地域のPTAがかかわってくるのだと思います。

そして、この大木先生が話していたのは、子供たちにもできるリスクマネジメント、まあ津波とか防災、そいつに対して子供たちでもできるんだというこの提案をしていました。まずは、危険なときにはともに助け合う、声をかけ合う、自分の命は自分で守ろう、そして、子供たちにしか新しいものをつくれないう言っています。今、大人たちは今まで経験したこととか、あとデータとか、その中で防災を考えていますが、子供たちには新たな防災を考える力があるとここで大木先生は言っているのだと思います。学校ではなく子供たちの中で自分たちを守ることを考え、実働部隊的なものを求められると話していました。

こうした防災教育が世界の子供たちの防災の子供たち、世界のモデルとなる南三陸町と言っていました。だから、南三陸町の防災のマニュアルが世界の防災マニュアルになるんだと、そのこの講演で最後結んでいたように私は感じました。

そういった中で、歌津中学校が今回消防長長官賞まちづくり防災大賞、歌津中学校少年消防クラブ、受賞されました。今回の消防だよりに載っていたんですが、この防災まちづくり大賞、これはどういった意味合いで大賞となったか、その辺、教育長、わかったら説明してください。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず防災教育について大木先生の話が出ましたけれども、この大木先生は、フォーラムの中でも講師として来ましたけれども、この町の私の先ほどの答弁の中で先生方を対象とした防災講演会、このときにも講師としておいでいただきました。それから、千葉議員の話の中にありましたように、歌津中学校の学校独自の先生方のいろんな研修会でも何度かおいでいただいたと。この先生は、やはり子供たちに自分の命は自分で守る、そういう力を身につけさせることが必要なんだというふうに言っておりました。

先ほどお話しがありました防災マニュアルの中に、防災教育という1項を設けております。この中で、防災教育はある特定の領域で行なうものではなくて、全ての教科領域において行

なうものであるという位置づけをしておりますので、子供たちの助け合う心だとか、あとは危険を察したときにどうするかとか、それぞれの教科領域等で随時子供たちに指導していただくということになっておりますので、その辺は位置づけたつもりであります。

それから、歌津中学校の防災まちづくり大賞につきましては、これは町の消防署のほうからのご推薦がありました。実は教育委員会がわかったのは後からわかったのであります。したがって、教育委員会を通してというよりも、町の消防署のほうからのご推薦をいただいて、こういう賞をいただいたということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 教育長は、南三陸町、この津波の多い地域なんですが、やっぱりこの地域性を理解はまだされていないのかなというような感じを私は受けます。今回のこの大賞に当たっては、地域が学校と一体となって消防活動をするということが一番のこの大賞に輝いた意味のような話を地元の人から聞きました。やっぱり一時的なものに終わらなく、この活動が今後も長く継承されるような形をつくったことが今回の受賞につながったと私は聞きました。そして、この小学校の消防クラブですか、このPTAにそういった協力できる協議会をつくり、会長職を設けてそれを継続して行って、今後も歌津地区の消防署、消防団、そして地域民の活動の協力の成果で今回実ったと思います。やっぱり私はこれが地域挙げての防災教育だと思います。やっぱり地域とのこういったつながりでもって子供たちは守られているんだと、ここをやっぱり一番アピールしていることだと思います。その辺、どうでしょうか、教育長。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 千葉議員のご質問に、私ちょっと狭い意味でお答えしてしまいました。この大賞をいただいた大きなねらいは、まさしく議員が言ったとおりだと思います。学校と地域と行政、それからいろんな機関が一つになって取り組んだというその成果だと思います。私は、この大賞になった内容というよりも、どのような形でこれがその大賞につながったのかということで、その推薦のことを勘違いしてお答えしたものですから、大変申しわけないと思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1つ教育長にお聞きしたいのですが、内陸出身の津波を実際に体験されていない方が教育長のポストについています。まあ佐藤 仁町長になって片桐氏、仙台市から来ました。田生先生、小牛田出身です。そして、佐藤教育長は岩手の方で、3人とも内陸

の方が教育長についています。ご自身の津波に対する意識をぜひ今回の大震災を通してお聞きしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員お話しのように、私はこの方64歳まで津波に遭った経験はございません。したがって、議員がおっしゃるとおりかと思えます。ただ、この南三陸の町で私は十数年教員をさせていただきましたので、津波に対する思い、それから津波の怖さ、津波とはどういうものかについては、実際に子供たちの活動の中で経験しております。したがって、体験はありませんけれども、その津波に対する怖さや津波の大きさ、津波に対してどう立ち向かうか、そういうものについては、私なりに理解しているつもりでございます。今後も勉強していきたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 私も、チリ地震津波、4歳ぐらいのときに体験したんですが、やっぱり津波は見えていません。やっぱり津波に関しては、やっぱり教育長と同じような認識しかありません。しかしながら、家庭の中で大きい地震が来たら逃げると、とにかくみんなで逃げるんだと、この教育の中で、もうたびたびですね、地震があるたびにとにかく3でも4でも逃げろと、こういう意識の中で、やっぱり津波発生時、チリ地震津波のときの津波の後、あのとき地震なかったんですけれども、あの津波を体験して、とにかく4でも3でもとにかく逃げろと、その意識をずっと今まで持ち続けてここまで私育ってきました。そして、今回の津波でも、その家庭の中でも、津波が来たら、地震が来たらとにかく逃げろという、この言葉がやっぱり時代とともに風化していく、これは紛れもない現実としてあります。だから、こういった言葉を語り継ぐことが、今回の歌津中学校のこの大賞をとったからには、これを教育委員会で会長職が変わっていても、本当に厳しいんだぞと、津波とはこういうふうなものだぞと、こういったことを意識に、子供たちに、これから生まれてくる子たちにも植えつけていくことが必要で、学校にとっての防災教育というのは、この辺に私はあると思えます。今後も、この辺に関しては、チリ地震津波、今回の3.11、こういった事あるごとに学校の中でそういった先生方が子供たちに言い聞かせる、こういった活動もぜひしていただきたいと思えます。

あと、名足小学校なんですけど、今回予算に計上されました。建築、電気、機械設備、これ全てで3億8,000万円、これで果たして防災は大丈夫かというような観点を私は持ったんですが、とりあえず学校教育の逃げる環境をつくり、そして津波に対しては、逃げる、避難する、避

難道を確保するということを主体に置いて、今回のこの2学期から始まるという計画でもってもう一回学校を整備するという話を聞きました、先ほど。とりあえず工事が、なかなか物資とか人とかいないせいで2学期を予定しているが、なかなかそれが順調に進まなかったらば、とりあえず9月、8月ですかね、末、9月始まるのが10月になるかもしれないということですが、ぜひ防災面、この面だけは担保しながら、間違いない避難の道、それを確保して学校の再開をお願いしたいと思います。

あと、3番目のことなんですが、これを何で聞いたかという、この間宮城県の教職員組合の調べで、宮城県の教員の77%が部活に負担を感じていると。その中身に、日曜出勤、経験のない部活への顧問、自分の教員としての時間が削られるなど、この辺が50%から70%の教職員がこれを思っていたそうです。本業の部分を集中してできないと言っていました。こういったことについて、町教委としてはどんな対策をとっていくつもりですか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 中学校の部活動の指導については、今議員がおっしゃったとおりのようなことが言われております。部活動については、週1回、やはり部活動のない日ということで、そういうふうな指導もしております。それから、土日についても、部活動は極力避けるようにということをやっております。

ただ、現実問題として、試合が近くなったりするとどうしても部活動の指導に力が入るということも現実のようでございますので、この辺、今後実態を十分に調べながら、現場のほうに働きかけていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 週1回の休み、これはわかっています。しかしながら、スポーツの盛んなクラブにおいては、土曜日でも日曜日もなく活動しています。これは、あくまでもこうしてくださいというような町の教育委員会の学校への要望ながら、親御さん、その子供たち、やっぱりクラブしたいということに関しては、なかなか土曜日日曜日も出ているのが現実です。その辺は紛れもない真実です。その辺をご理解していただきたいと思っております。

そして、この教員の今の勤務に関してのこの負担を感じていると。この軽減策として、歌津地区では地区民がスポーツ活動を支援すると。児童生徒に地区民が指導して先生方の負担軽減をしていると聞きました。全町においても、積極的に地区民を指導に参加させるような方法でできれば、教育委員会として学校に働きかけてほしいと思っております。

今、部活に当たっては、何人かの先生を学校で認めて、その方々に入ってもらおうというそう

いった形をとって、その数が限られているというような話を聞きました。その数を取っ払っても、先生方の負担を軽減してやる、そして地域民との先生方と子供の交流、その辺は今の学校教育の中で私は必要だと思います。すぐに変な人が来たら学校から出していくというような今の町の形態があります。その辺はぜひ今後検討してもらって、何かないような防衛対策も含めた学校のほうで考えていただきたいと思います。

あと、最後なんですけれども、防災教育において生徒の健康管理は避けて通れない今の現実があります。それは、原発対策です。原発対策としての児童と生徒の甲状腺異常があります。長く健康調査を継続し、身体の異常の発生のないように常々検査を強化することに努めてほしいと思います。この辺の質問を最後にして終わります。教育長、どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 原発の問題につきましては、やはり今後十分に検討して行って、学校教育の中でいろいろと子供たちにこの辺の指導、理解、もちろんこれは指導に当たる教師もそうですけれども、努めていかなくちゃならないと思っております。

なお、今町のほうでも防災計画をつくっております、その中にも原発対策が入っておりますので、それらと整合性を図りながら今後考えていきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 以上で千葉伸孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時45分 延会